

# 官報 号外 昭和四十八年四月二十六日

## ○第七十一回 衆議院会議録 第三十号

昭和四十八年四月二十六日(木曜日)

議事日程 第二十六号

午後二時開議

第一 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案(内閣提出)

第三 教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

第六 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

第九 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

第十二 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

第十五 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十七 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

第十八 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十九 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

る法律案(内閣提出)

日程第一 國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案(内閣提出)

日程第二 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

日程第六 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

日程第九 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

日程第十二 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

日程第十五 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十六 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十七 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

日程第十八 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十九 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(中村梅吉君) これより会議を開きます。

午後三時五分開議

○議長(中村梅吉君) おはかりいたします。

参議院から、内閣提出、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和四十八年四月二十五日

参議院議長 河野 謙三

衆議院議長 中村 梅吉殿

附 則

(施行期日)

(修正文)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二千五百万円」を「三千五百万円」に、「五千万円」を「七千万円」に改める。

第三条の三第三項及び第二項中「八十萬円」を「百万円」に改める。

第三条の四第三項中「第三条第二項及び第三項」を「第三条第一項及び第三条の二第二項」に改める。

第五条及び第十三条中「及び特別小口保険」を「特別小口保険及び公害防止保険」に改める。

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案(内閣提出)

日程第三 教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

日程第六 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

日程第九 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

日程第十二 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

日程第十五 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十六 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十七 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

日程第十八 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十九 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

日程第二十一 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十二 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十三 農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)

日程第二十四 農業職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

- 用保険法第三条の四第一項に規定する公害防止保険の保険関係については、なお従前の例による。
- (中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部改正)
- 3 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
- 附則第三条第一項中「八十万円」を「百万円」に改める。
- 4 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
- 附則第三条中「二千五百万円」を「三千五百万円」、「五千万円」を「七千万円」に改める。
- (激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
- 5 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律百五十号)の一部を次のように改正する。
- 第十二条第二項中「及び特別小口保険」を「特別小口保険及び公害防止保険」に改める。
- (産業地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)
- 6 産業地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十九年法律百六十六号)の一部を次のように改正する。
- 第十四条中「及び特別小口保険」を「特別小口保険及び公害防止保険」に改める。
- (中小企業特恵対策臨時措置法の一部改正)
- 7 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)の一部を次のように改める。
- 第五条第二項中「及び特別小口保険」を「特別小口保険及び公害防止保険」に改める。
- (国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部改正)
- 8 証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の

8 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十六年法律百二十四号)の一部を次のように改める。

第五条第二項中「及び特別小口保険」を「特別小口保険及び公害防止保険」に改める。

第五条第二項中「当該保証をした」とあるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証」とされ、当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「輸出中小企業関連保証に係る保険関係の保険額の合計額及びその他の保険関係の保険額の合計額がそれぞれ四百五十万円及び三百万円」と、同条第三項中「当該保証をした借入金の額が三百万円(当該債務者)とあるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ四百五十万円及び三百万円(輸出中小企業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)と、「三百万円から」とあるのは「それぞれ四百五十万円及び三百万円から」と)に改める。

附則第三項中「昭和四十六年十月一日」を「昭和四十八年二月十四日」に改める。

附則第四項中「この法律」を「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二百二十四号)」に改める。

附則第三項中「昭和四十六年十月一日」を「昭和四十八年二月十四日」に改める。

附則第四項中「この法律」を「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二百二十四号)」に改める。

4 旧認定中小企業者であつて旧法第六条第一項の認定を受けないものがこの法律の施行の日に以後に改正後の国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(以下「新法」という。)第三条第一項の認定を受けないでその事業の転換を行なう場合には、その者を同項の認定を受けた中小企業者とみなしに新法第六条から第十一条まで及び第十三条の規定を適用する。この場合において、その者がその事業の転換を行なうのに必要な資金に係る中小企業信用保険法による輸出中小企業関連保証の特例については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改訂する。

第二十八条の四中「昭和四十六年又は昭和四十七年」を「昭和四十八年又は昭和四十九年に改める。

6 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改訂する。

第六十八条の三中「昭和四十六年八月十六日」を「昭和四十八年二月十四日」に改める。

7 前項の規定による改正後の租税特別措置法(以下「改正後の租税特別措置法」という。)第二十八条の四又は第六十八条の三の規定は、それ

それこの法律の施行の日以後に新法第三条第一項の認定を受けた個人で新法第四条に規定する認定中小企業者に該当するもの（当該個人の相続人及び包括受遺者を含む。）又は同日以後に当該認定を受けた法人で当該認定中小企業者に該当するもの及び改正後の租税特別措置法第六十八条の三に規定する認定中小企業法人に準ずる法人について適用し、同日前に旧法第三条第一項の認定を受けた個人で旧法第四条に規定する認定中小企業者に該当するもの（当該個人の相続人及び包括受遺者を含む。）並びに同日前に当該認定を受けた法人で当該認定中小企業者に該当するもの及び前項の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三に規定する認定中小企業法人に準ずる法人については、なお従前の例による。

8 前項に規定するもののほか、改正後の租税特別措置法第二十八条の四及び第六十八条の三の規定の適用に関し必要な経過措置は、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第二百二十五号）附則第三項及び第五項から第七項までの規定に準じ、政令で定める。

## 理由

昭和四十八年二月に実施された本邦における外國為替相場の変動幅の制限により、輸出取引に関連のある中小企業者の事業活動に支障を生じている実情にかんがみ、当該中小企業者に対し中小企業信用保険法の特例措置等を講ずるため、國際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の有効期間を二年間延長する等所要の改正を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（中村梅吉君）委員長の報告を求めます。

商工委員長浦野幸男君。

〔報告者は本号末尾に掲載〕

〔浦野幸男君登壇〕

○浦野幸男君 大だいま議題となりました兩法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業を取り巻く最近の諸情勢に対処して、中小企業者に対する事業資金の融資の円滑化をはかるとするものでありまして、そのおもな内容は、普通保険の付保限度額を二千五百万円から三千五百万円に、特別小口保険の付保限度額を八十万円から百万円に、それぞれ引き上げるとともに、公害防止保険のん補率を七〇%から八〇%に引き上げること等であります。

次に、國際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、本年二月に実施されましたわが国の交動為替相場への移行に伴い、事業活動に支障を生じている輸出関連中小企業者について、経営の安定と事業転換の円滑化をはかるとするものでありまして、そのおもな内容は、新たに認定を受けました中小企業者に対しまして、中小企業信用保険の特例措置を講じ、特に、無担保保険については、付保限度額を別ワクで四百五十万円に引き上げるとともに、税制上の措置として、欠損金の繰り戻し還付の特例を行なうほか、法律の有効期間を三年から五年に延長する等の措置を講ずることであります。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、三月九日当委員会に付託され、國際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、四月十三日本会議において趣旨説明及び質疑が行なわれました後、同日当委員会に付託されました。

両法律案は、四月十七日中曾根通商産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聽取し、以来、慎重に審査を重ねてまいりましたが、両案とも昨日質疑を終了し、まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次いで、國際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改

正する法律案につきましては、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党共同提案にかかる、輸出中小企業関連保証の特例のうち、無担保保険の付保限度額を五百五十万円に引き上げる旨の修正案が提出され、修正案並びに修正部分を除く原案について採決の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されましたがことを申し添え、以上、御報告申し上げます。（拍手）

昭和四十八年二月二十日  
内閣総理大臣 田中 角栄  
国会に提出する。

○議長（中村梅吉君） 日程第二、教育職員免許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）  
教育職員免許法等の一部を改正する法律案等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長（中村梅吉君） 日程第三、教育職員免許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）  
教育職員免許法等の一部を改正する法律案等の一部を改正する法律案を議題といたします。

右 教育職員免許法等の一部を改正する法律案 第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「高等部」を削る。  
第四条第五項第二号中「保健」の下に「看護、看護実習」を加える。

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項ただし書を次のように改める。

第五条第三項ただし書を次のように改める。  
一 大学に二年以上在学し、かつ、六十二單位以上を修得した者  
二 高等専門学校を卒業した者  
三 文部大臣が前二号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

の二第一項中「技能」を「領域」の一部に改め、同

条第三項中「文部大臣の行なら試験（以下「高等

学校教員資格試験」という。）を「その免許状に係る教員資格認定試験」に改め、同条第四項を削り、同条を第十六条の三とし、第十六条の次

に次の二条を加える。

## (免許状授与の特例)

第十六条の二 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部大臣又は文部大臣が委嘱する大学の行なう試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第十七条 盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科の教授を担任する教員の免許状の種類については、第四条第二項から第五項までの規定にかかわらず、学校の種類、特殊の教科等の別に文部省令で定める。

2 前項の免許状は、第五条第一項本文及び第一号並びに第三項の規定にかかわらず、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部省令で定める資格を有する者に授与する。

3 第一項に規定する学校又は学校教育法第七十五条に規定する特殊学級において養護訓練の教授を担任する教諭又は講師は、第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項の規定にかかわらず、第一項に規定するいづれかの学校において養護訓練の教授を担任するためには必要な同項の普通免許状を有する者であれば足りる。

附則第九項中「同法」を「同法第五十一条第一項若しくは、同条第三項」を「同法第五十一項若しくは第五十三条第三項」に改め。

附則第十一項の表第一欄中「家庭実習」を「看護実習、家庭実習」に改める。

附則第十四項中「第十六条の二第一項」を「第十六条の三第一項」に改める。

## 別表第一中一般教育科の欄を削り、備考第一号を次のように改める。

1 この表における単位の修得方法について、文部省令で定める一般教育科の最低修得単位数を有する者は、当該学校以外の学校においても同種の養護訓練を担任することができるものとします。

2 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十六条の二第一項」を「第六条の三第一項」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十六条の二第一項」を「第六条の三第一項」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三は、教員資格認定試験により授与される高等學校教諭免許状は、高等学校の各教科のうち文部省令で定める一部の領域についても授与することができます。

2 かかるものとし、これらの免許状を有する者が他の教科の免許状を取得する場合についての規定もあわせて設けてあります。

第四は、盲学校、ろう学校または養護学校の特殊の教科のうち、養護訓練を担任する教員の普通免許状を有する者は、当該学校以外の学校においても同種の養護訓練を担任することができるものとします。

以上のこととし、大学における一般教育科の最低修得単位数についての規定を改め、また、高等学校助教諭免許状の授与の場合の所要資格に関する規定等を整備し、なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

本案は、去る二月二十日本委員会に付託となり、四月十一日政府より提案理由の説明を聽取し、自來、慎重審議を行ないました。これらの詳細については、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

本案は、最近における学校教育の実情にかんがみ、教育界に広く人材を求める教員の確保をはかるため、新たな教員資格認定試験制度を設けるとともに、免許教科を設けるなど必要な改善措置を講じようとするものであります。

そのおもな内容は、

第一に、免許状授与の特例として、文部大臣または文部大臣が委嘱する大学の行なう教員資格認定試験の合格者に対し、教員の免許状を授与することができるようになります。

第二は、高等学校教員の免許状の種類に看護及び看護実習の教科を加えることになります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

別表第一備考第三号中「技術、家庭、農業」を「家庭、農業」に改め、「書道、保健体育、保健」の下に「看護」を加える。

別表第一中一般教育科の欄を削る。

別表第三備考中第二号を削り、第一号の二を第二号とする。

別表第四備考に次の一号を加える。

三 この表の高等学校教諭の二級普通免許状の項中第二欄に掲げる二級普通免許状を含むものとし、当該免許状を有する者がこの表により文部省令で定める教科についての高等学校教諭二級普通免許状を受けようとする場合には、高等学校教諭の二級普通免許状の項第三欄に掲げる単位数か文部省令で定める単位数を差し引くものとする。

○譲長（中村梅吉君） 委員長の報告を求めます。

文教委員長田中正巳君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○田中正巳君登壇

○田中正巳君 大だいま議題となりました教育職員免許法等の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における学校教育の実情にかんがみ、教育界に広く人材を求める教員の確保をはかるため、新たな教員資格認定試験制度を設けるとともに、免許教科を設けるなど必要な改善措置を講じようとするものであります。

よろしく改正する。

附則第八項中「家庭実習」を「看護実習、家庭実習」に改める。

附則第十八項中「臨時免許状を有する者」の下に掲げる者を含む。次項において同じ。」を加える。

第三は、教員資格認定試験により授与される高

等学校教諭免許状は、高等学校の各教科のうち文部省令で定める一部の領域についても授与することができます。

2 かかるものとし、これらの免許状を有する者が他の教科の免許状を取得する場合についての規定もあわせて設けてあります。

第四は、盲学校、ろう学校または養護学校の特

殊の教科のうち、養護訓練を担任する教員の普通免許状を有する者は、当該学校以外の学校においても同種の養護訓練を担任することができるものとします。

以上のこととし、大学における一般教育科の最低修得単位数についての規定を改め、また、高等学校助教諭免許状の授与の場合の所要資格に関する規定等を整備し、なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

本案は、去る二月二十日本委員会に付託となり、四月十一日政府より提案理由の説明を聽取し、自來、慎重審議を行ないました。これらの詳

細については、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

本案は、最近における学校教育の実情にかんがみ、教育界に広く人材を求める教員の確保をはか

るため、新たな教員資格認定試験制度を設けるとともに、免許教科を設けるなど必要な改善措置を講じようとするものであります。

よろしく改正する。

附則第八項中「家庭実習」を「看護実習、家庭

実習」に改める。

附則第十八項中「臨時免許状を有する者」の下に掲げる者を含む。次項において同じ。」を加える。

第三は、教員資格認定試験により授与される高

○議長(中村梅吉君) 採決いたしました。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を  
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を  
求めます。

○議長(中村梅吉君) 起立多數。よって、本案は  
委員長報告のとおり可決いたしました。

## 〔賛成者起立〕

○議長(中村梅吉君) 起立多數。よって、本案は  
委員長報告のとおり可決いたしました。

〔日程第四 農業近代化資金助成法及び農業信  
用保証保険法の一部を改正する法律案(内  
閣提出)〕〔日程第五 農水産業協同組合貯金保険法案  
(内閣提出)〕

○議長(中村梅吉君) 日程第四、農業近代化資金  
助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する  
法律案、日程第五、農水産業協同組合貯金保険法  
案、右両案を一括して議題といたします。

右  
国会に提出する。

昭和四十八年一月十四日 内閣総理大臣 田中 角栄

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保  
険法の一部を改正する法律案 (農業近代化資金助成法の一部を改正)  
(農業近代化資金助成法及び農業信用保証保  
険法の一部を改正する法律案)

第一條 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。  
第一項第一項第四号中「これららの者」の下に  
「又は地方公共団体」を加え、「又は出資者となつ  
てゐる」を「若しくは出資者となつてゐるか又は  
基本財産の額の過半を拠出している」に改める。  
第二条第三項中「農林漁業金融公庫法(昭和二  
十七年法律第三百五十五号)別表第一の第三号に  
の二に掲げる資金以下この項において「総合施  
設資金」という。又は沖縄振興開発金融公庫法  
(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項  
第四号に規定する資金で総合施設資金に相当す  
るものとの貸付けを受けた者が同表の第三号の二  
の規定による農業経営の改善を図るために必要な  
もの」と「農業者等の事業又は生活に必要なもの  
のうち農業経営の改善に資するものとして主務  
大臣が指定するもの」に改める。

第九条の二第一項及び第六十四条第二号中  
「農業近代化資金」を「農業近代化資金等」に改め  
る。

第七十二条第一号中「当該会員」の下に「会員  
が農林中央金庫である場合には、その所属団体  
たる第二条第二項第二号に掲げる者を含む。」  
を加える。

第七十七条第五項中「同条第三項中」の下に  
「会員」とあるのは「会員が農林中央金庫  
である場合には、その所属団体たる第二条第二  
項第二号に掲げる者を含む。以下次条において  
同じ。」と、「」を加える。

第七十八条第一項中「借入金につき」を「借入  
金及び遅延利息以外の利息(借入期間が政令で  
定める期間以上である借入金に係る利息に限  
る。)で政令で定めるもの(以下「借入金等」とい  
う。)につき」に改め、同条第二項中「借入金につ  
く」を「借入金等につき」に改め、同条第三項中  
「借入金を「借入金等」に改める。

由がある場合において農林大臣が承認したとき  
は、その承認した額)に、「二百万円」を「一千  
万円」に改める。

〔農業信用保証保険法の一部改正〕

第二条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律  
第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「借入金」を「借入金等」に改  
め、同条第二項中「借入金」を「借入金等」に、  
「利息」を「第七十八条第一項の政令で定める利  
息以外の利息」に改める。

第八十五条第一項を削り、同条第二項中「会  
員たる農林中央金庫」の下に「(その所屬団体た  
る第二条第二項第二号に掲げる者を含む。以下  
同じ。)」を加え、「(の貸付けに係る金額が前  
項の政令で定める額未満のものに限る。)」を削  
り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前  
二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、  
同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条  
第三項とする。

第八十七条中「又は第二項」を削り、「同条第  
四項」を「同条第三項」に改める。

第八十八条中「又は第二項」を削る。

第九十条中「又は第二項」を削り、「第七十八  
条」とあるのは「第八十五条」を「第七十八条」  
第一項若しくは第二項」とあるのは「第八十五条  
第一項」と、「同条第一項若しくは第二項」とあ  
るのは「同項」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこ  
えない範囲内において政令で定める日から施行  
する。ただし、第一条の規定及び第二条中農業  
信用保証保険法第二条第一項第四号の改正規定  
は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に成立している保険関係に  
ついては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用については、なお従前の例による。

## 理由

最近における農業者等の資金需要の動向に応  
じ、その資本設備の高度化及び経営の近代化を推  
進するため、農業近代化資金の貸付対象者の範囲  
を

の拡大及び貸付けの最高限度額の引上げを行なう  
とともに、農業近代化資金等の融通の円滑化を図  
るために、農業信用基金協会の債務保証を受けるこ  
とができる者及び農業信用保険に付することがで  
きる資金の範囲の拡大を行なう等の必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

## 農水産業協同組合貯金保険法案

右

昭和四十八年一月十四日

内閣総理大臣 田中 角栄

## 農水産業協同組合貯金保険法

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農水産業協同組合貯金保険機構

第三節 運営委員会(第十四条・第二十三条)

第四節 役員等(第二十四条・第二十五条)

第五節 業務(第三十四条・第三十七条)

第六節 財務及び会計(第三十八条・第四十

四条)

第七節 監督(第四十五条・第四十六条)

第八節 惩罰(第四十七条・第四十八条)

第三章 貯金保険(第四十九条・第六十一条)

第四章 雑則(第六十二条・第六十三条)

第五章 罰則(第六十四条・第七十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農水産業協同組合の貯金者  
等の保護を図るため、農水産業協同組合の貯金  
等の払戻しにつき保険を行なう制度を確立し、  
もつて信用秩序の維持に資することを目的とす  
る。



(委員の公務員たる性質)

第二十二条 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 第四節 役員等

(役員)

第二十四条 機構に、役員として理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十五条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、機構の業務を監査する。

(役員の任命)

第二十六条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

(役員の任期)

第二十七条 理事長及び監事の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第二十九条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十九条各号の一に該当するに至つたとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第二十六条の規定の例により、その役員

を解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第三十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十一条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

3 国又は都道府県は、機構がその業務を行なうため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた農水産業協同組合は、済満なく、これを提出しなければならない。

3 国又は都道府県は、機構がその業務を行なうため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

昭和四十八年四月二十六日

衆議院会議録第三十号

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案外一案

八三九

る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第八節 指定

(定款の変更)

第四十七条 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第四十八条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するものほか、機構の解散については、別に法律で定める。

#### 第三章 賞金保險

(保険關係)

第四十九条 農水産業協同組合が農業協同組合法

第一条第一項第二号又は水産業協同組合法第十一条第一項第二号若しくは第九十三条第一項第二号の事業を行なうときは、当該農水産業協同組合が貯金等に係る債務を負うことにより、各貯金者等ごとに一定の金額の範囲内において、

当該貯金等の払戻しつき、機構と当該農水産業協同組合及び貯金者等との間に保険關係が成立するものとする。

2 前項の保険關係においては、貯金等の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

一 農水産業協同組合の解散の事由に係る認可(農業協同組合にあつては、農業協同組合法第六十四条第四項に規定する解散の事由に係る認可を含む。以下同じ)、破産の宣告、解

散の命令又は同条第五項若しくは水産業協同組合法第六十八条第四項(同法第九十六条第五項において準用する場合を含む。)に規定する解散の事由の発生(以下「第一種保険事故」という。)

第五十条 農水産業協同組合は、毎年、その年の六月三十日までに、機構に対し、主務省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。

2 機構は、保険事故が発生したときは、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該保険事故に係る農水産業協同組合の保険料を免除することができる。

(保険料の額)

第五十一条 保険料の額は、各農水産業協同組合につき、当該保険料を納付すべき日の属する年の三月三十一日における貯金等(地方公共団体から受け入れた貯金その他の政令で定める貯金等を除く。)の額の合計額に、機構が委員会の議決を経て定める率(以下「保険料率」という。)を乗じて計算した金額とする。

2 保険料率は、長期的に保険料収入が保険金を償うように、かつ、特定の農水産業協同組合に対する差別的取扱いをしないよう定められなければならない。

3 機構は、第四十二条第一項の規定による資金の借入れをした場合において、その借入金をすみやかに返済することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4 機構は、保険料率を定め、又はこれを変更し更するものとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

5 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料率を公告しなければならない。

(晉促及び滞納処分)

第五十二条 機構は、保険料を滞納する農水産業協同組合がある場合には、晋促状により、期限を指定して、これを晋促することができる。

3 第一項の規定により指定する期限は、晋促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。

2 前項の晋促状による晋促をした場合において、その晋促を受けた農水産業協同組合が督促状で指定する期限までに滞納に係る保険料及びこれに係る次条第一項の延滞金を完納しないときは、当該農水産業協同組合の住所又は財産がある市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、その徵取を請求することができる。

3 機構は、第一項の規定による晋促をした場合において、その晋促を受けた農水産業協同組合が督促状で指定する期限までに滞納に係る保険料及びこれに係る次条第一項の延滞金を完納しないときは、当該農水産業協同組合の住所又は財産がある市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、その徵取を請求することができる。

2 前項に規定する保険事故には、当該保険事故が発生した農水産業協同組合につき、その発生した後(同項ただし書の規定が適用される場合に限り)には、機構が同項ただし書の決定をした後)に当該保険事故に関連して他の保険事故が発生した場合における当該他の保険事故(以下「関連保険事故」という。)を含まないものとする。

3 第一項の請求は、第五十九条第一項又は第三項の規定により公告した支払期間内でなければ、することができない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他のむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

2 前項の請求は、第五十九条第一項又は第三項の規定により公告した支払期間内でなければ、することができない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他のむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

3 第一項の請求は、第五十九条第一項又は第三項の規定により公告した支払期間内でなければ、することができない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他のむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

2 前項の請求は、第五十九条第一項又は第三項の規定により公告した支払期間内でなければ、することができない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他のむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

(保険金の額)

第五十六条 保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に對して有する貯金等(地方公共団体から受け入れた貯金その他の政令で定める貯金等を除く。)に係る債権のうち元本の額(その額が同一人について二以上ある場合には、その合計額)で、前条第一項の請求があつたものに相当する金額とする。

2 保険事故に係る貯金者等が次の各号に該当する場合におけるその者の保険金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による金額から

当該各号に掲げる額を控除した金額に相当する金額とする。

一 当該農水産業協同組合に對して債務を負つているとき。その債務の額

方税に次ぐものとする。

(保険金の支払)

第五十五条 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る貯金者等に対し、その請求に基づいて、保険金の支払をするものとする。ただし、第一種保険事故については、機構が第五十八条第一項の規定により保険金の支払をする旨の決定をすることを要件とする。

2 前項に規定する保険事故には、当該保険事故が発生した農水産業協同組合につき、その発生した後(同項ただし書の規定が適用される場合に限り)には、機構が同項ただし書の決定をした後)に当該保険事故に関連して他の保険事故が発生した場合における当該他の保険事故(以下「関連保険事故」という。)を含まないものとする。

3 第一項の請求は、第五十九条第一項又は第三項の規定により公告した支払期間内でなければ、することができない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他のむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

2 前項の請求は、第五十九条第一項又は第三項の規定により公告した支払期間内でなければ、することができない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他のむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

3 第一項の請求は、第五十九条第一項又は第三項の規定により公告した支払期間内でなければ、することができない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他のむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

2 前項の請求は、第五十九条第一項又は第三項の規定により公告した支払期間内でなければ、することができない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他のむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

二、当該農水産業協同組合に対し第三者のためにその貯金等の全部又は一部を担保に提供しているとき。その担保に提供している貯金等の額

3、前二項の規定による保険金の額が政令で定める金額をこえるときは、その金額を当該保険金の額とする。

(保険事故の通知)

第五十七条 農水産業協同組合は、当該農水産業協同組合に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

2、機構は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る保険事故が第一種保険事故であるときは、直ちに、その旨を主務大臣(当該通知が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に属するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事)に通知しなければならない。

3、主務大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

一、その監督に係る農水産業協同組合につき解散の議決に係る認可をし、又は解散の命令をしたとき。

二、その監督に係る農水産業協同組合から農業協同組合法第六十四条第五項後段又は水産業協同組合法第六十八条第五項(同法第九十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受けたとき。

三、裁判所から破産法(大正十一年法律第七十一条)第一百二十五条第一項の規定による通知を受けたとき。

(支払の決定)

第五十八条 機構は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

2、機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣(当該決定が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に属するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事)に報告しなければならない。

2、機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣(当該決定が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に属するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事)に報告しなければならない。

(支払の公告等)

第五十九条 機構は、次に掲げる場合には、すみやかに、委員会の議決を経て保険金の支払期間、支払場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

一、前条第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をしたとき。

二、第二種保険事故(闇連保険事故を除く。以下同じ。)に関する第五十七条第一項又は第三項の規定による通知があつたとき。

三、前号に掲げる場合のほか、第二種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。

2、機構は、前項の規定による公告をした後に当該農水産業協同組合が破産の宣告を受け、又は当該農水産業協同組合について和議開始の決定があつたときは、政令で定めるところにより、その公告した支払期間を変更することができたときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公表しなければならない。

3、機構は、前項の規定により支払期間を変更したときは、當該各号に掲げる日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

(債権の取得)

第六十条 機構は、保険金の支払をしたときは、その支払金額に応じ、貯金者等が農水産業協同組合に對して有する当該貯金等に係る債権(利息その他これに準ずるもので政令で定めるもの)を除く。)を取得する。

二、前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。その知つた日

2、機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣(当該決定が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に属するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事)に報告しなければならない。

(農水産業協同組合に対する命令)

第六十二条 主務大臣又は都道府県知事は、農水産業協同組合が貯金等の払戻しの停止をし、又は停止をするおそれがあると認められる場合において、機構の業務の適正かつ円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、当該農水産業協同組合に對し、その事態に對処してとるべき措置に關し必要な命令をすることができる。

(主務大臣)

第六十三条 この法律における主務大臣は、農林大臣及び大蔵大臣とする。

第五章 罰則

第六十四条 第二十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

七、第四十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第六十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構又は受託者の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一、第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二、第五十八条第二項(第五十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十六条 第三十七条第一項の規定による資料

を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十七条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に對して同条の刑を科する。

第六十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、三万円以下の過料に処する。

二、第七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三、第三十四条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四、第四十条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

五、第四十一条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

六、第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七、第四十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第六十九条 第五十七条第一項の規定による通知をしなかつた場合には、その違反行為をした農水産業協同組合の役員は、三万円以下の過料に処する。

第七十条 第六条第二項の規定に違反した者及び水産業協同組合の役員は、一万円以下の過料に処する。

二、第五十八条第二項(第五十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

第一条 機構の成立の際現に保険事故が発生して

いる農水産業協同組合その他これに準ずるものとして政令で定める農水産業協同組合については、この法律の規定は適用しない。

2 前項に規定する農水産業協同組合のうち、機構の成立の後にその事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日から、この法律の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に農水産業協同組合貯金保険機構という文字を用いている者については、第六条第二項の規定は、この法律の施行後六ヶ月間は、適用しない。

第四条 機構の最初の事業年度は、第三十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 機構の最初の事業年度の予算及び資金計画については、第三十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

第六条 農水産業協同組合は、第五十条第一項の規定にかかわらず、機構の成立後一月以内に、機構の成立の日の属する年において納付すべき保険料を納付しなければならない。

2 前項の保険料の額については、第五十一条第一項中「当該保険料を納付すべき日の属する年」とあるのは「機構の成立の日の属する年(その成立の日が一月一日から三月三十一日までの間であるときは、その年の前年)」と、「計算した金額」とあるのは「計算した金額を十二で除し、これに機構の成立の日の属する月以後同年の属する年の十二月までの月数を乗じて得た金額」とする。

(農林省の一部改正)  
第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の表中農業信用保険協会の項の次に次のように加える。

農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律)	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律)
第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。 第七十二条の五第一項第四号中「預金保険機構」の下に「農水産業協同組合貯金保険機構」を加える。	第十一条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。 第十四条第二項の二及び第十二条第一項第六号の八中「預金保険機構」の下に「及び農水産業協同組合貯金保険機構」を加える。	第十一条 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三条)の一部を次のように改正する。

第八条 第二項第八号の次に次の一号を加える。  
八の一 農水産業協同組合貯金保険機構の指導監督を行なうこと。

## 理由

農水産業協同組合の貯金者等の保護を図るため、農水産業協同組合の貯金等の払戻しを保障するための貯金保険の制度を設け、これを行なうことを目的とする農水産業協同組合貯金保険機構の設立等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案につきまして、四月三日、また、農水産業協同組合貯金保険法につきましては、四月四日、それぞれ政府から提案理由説明を聴取した後、他の金融関係法案とともに一括議題に供し、四月四日以降質疑を行ない、特に四月二十五日には参考人より意見を聴取する等慎重審議の末、四月二十五日に質疑を終局いたしました。	〇議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。	〇議長(中村梅吉君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。	〇中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。	〇議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。	〇議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。
---	--	----------------------------------	------------------------------	--	--

〇議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。	右 国会に提出する。	絏済企画庁設置法の一部を改正する法律案	もつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。
〇議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。	右 国会に提出する。	絏済企画庁設置法の一部を改正する法律案	なお、農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案に対しましては、附帯決議を付することに決しました。
〇議長(中村梅吉君) 両案を一括して採決いたしました。	以上、御報告申し上げます。(拍手)	〇議長(中村梅吉君) 両案を一括して採決いたしました。	〇議長(中村梅吉君) 両案を一括して採決いたしました。

經濟企画庁設置法の一部を改正する法律  
経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六  
十三号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二号の次に次の「号」を加える。  
二の「物価に関する基本的な政策の企画立案  
及び推進」と改める。

第三条第三号中「前号」を「前二号」に、「の外」を  
「のほか」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第四条第十三号の二の次に次の「号」を加える。  
十三の三 物価に関する基本的な政策を企画立  
案し、並びに物価に関する基本的な政策に関  
する重要な政策及び計画について、関係行政  
機関の事務の総合調整を行なうこと。

第四条第十七号を次のように改める。

十七 削除

第四条第十九号中「及び第十五号」を「第十三  
号の三及び第十五号」に、「の外」を「のほか」に、  
「且つ」を「かつ」に改める。

第五条中「五局」を「六局」に、「国民生活局」を  
「国民生活局」に改める。

第七条の二 第四号を削り、同条第五号中「並  
に物価」を削り、同号を同条第四号とし、同条第  
六号を同条第五号とし、同条の次に次の「一条」を加  
える。  
(物価局の事務)

第七条の三 物価局においては、左の事務をつか  
さどる。

一 物価に関する基本的な政策の企画立案に関  
すること。

二 物価に関する基本的な政策に関する関係行  
政機関の重要な政策及び計画の総合調整に関  
すること。

三 長期経済計画に関する関係行政機関の重  
要な政策及び計画であつて、物価に関するもの  
の実施に関する総合調整に関すること。

第十二条第二項中「推進のため必要がある」を  
「推進並びに物価に関する基本的な政策の企画立  
案」に改めること。

案及び推進のため必要があると認める」に改め、  
第三条第三項中「長期経済計画の推進のため特に必  
要がある」と「長期経済計画及び物価に関する基本  
的な政策の推進のため特に必要があると認める」  
に、「長期経済計画に関する」を「長期経済計画及  
び物価に関する基本的な政策に関する」に改め、  
同条に次の二項を加える。  
4 長官は、前項の規定により関係行政機関の長に  
対し、その勧告に基づいてとつた措置について  
報告を求めることができる。

5 長官は、第三項の規定により勧告した事項に  
関し特に必要があると認めるときは、内閣總理  
大臣に対し、当該事項について内閣法(昭和二  
十二年法律第五号)第六条の規定による措置が  
とられるよう意見を具申することができる。

第六条第一項中「二人以内」を「一人」に改  
めること。

この法律は、昭和四十八年七月一日から施行す  
る。

#### 附 則

##### 理由

物価に関する総合的な施策を強力に推進するた  
め、經濟企画庁に物価局を設置するとともに經濟  
企画庁長官の権限の強化を図る等の必要がある。  
これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。

[報告書は本号末尾に掲載]

内閣委員長二原朝雄君。

○三原朝雄君 大だいま議題となりました經濟企  
画庁設置法の一部を改正する法律案につきまし  
て、内閣委員会における審査の経過並びに結果を  
御報告申し上げます。

本案は、物価に関する総合的な施策を強力に推  
進するため、經濟企画庁に新たに物価局を設置す  
ることともに、經濟企画庁長官の権限の強化をか  
ること等をその内容とするものであります。

本案は、二月十三日本委員会に付託、四月十二  
日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を  
行ない、本二十六日質疑を終了、討論もなく、直  
ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり  
可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

国会に提出する。  
昭和四十八年二月十三日

内閣總理大臣 田中 角栄

簡易生命保険法の一部を改正する法律  
簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)

の一部を次のように改正する。

第一項中「傷害特約」の下に「又は疾病傷  
害特約(以下「特約」という。)」を加え、同項に次の  
ただし書きを加える。

第五条の二の定期保険の保険契約  
には、疾病傷害特約を附することができない。

第五条の二に次の二項を加える。

第七条第一項中「傷害特約に係る傷害」を「特  
約に係る疾病又は傷害」に改める。

第七条第一項中「終身保険」の下に「、第十五条  
の二の定期保険」を加える。

第八条第一項中「終身保険」の下に「、第十五条  
の二の定期保険」を加え、同条第二項中「傷害特  
約」を「特約」に改める。

第九条中「終身保険」の下に「、第十五条の二の  
定期保険」を加え、「傷害特約」を「特約」に改め  
る。

第十条の二第一項ただし書を削り、同項に後段  
として次のように加える。

これに特約を附する場合も、同様とする。

第十二条の見出し中「終身保険」の下に「、定期  
保険」を加え、同条中「終身保険」の下に「、第十五  
条の二の定期保険」を加え、「傷害特約」を「特約」

として次のように加える。  
これに特約を附する場合も、同様とする。

第十二条の見出し中「終身保険」の下に「、定期  
保険」を加え、同条中「終身保険」の下に「、第十五  
条の二の定期保険」を加え、「傷害特約」を「特約」

に改める。

第十一条の二第一項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第十一條の三の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「傷害特約」を「特約」に改め、同項第一号中「第六条の三」の下に「又は第六条の四」を加え、「傷害特約」を「特約」に改める。

第十四条中「終身保険」の下に「定期保険」を加える。

第十五条の次に次の二条を加える。

(定期保険)

第十六条第一項中「定期保険」とは、保険期間の満了前

に被保険者が死亡したことに因り保険金の支払をするものとする。

第十五条の二 定期保険とは、保険期間の満了前

に被保険者が死亡したことに因り保険金の支払をするものとする。

第十六条の三中「保険期間中」を「その保険期間中」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(疾病傷害特約)

第十六条の四 疾病傷害特約においては、被保険者がその保険期間中に疾病にかかるとき、又は不慮の事故等に因り傷害を受けたときは、

保険約款の定めるところにより、当該疾病又は傷害を直接の原因とする病院又は診療所への入院、当該傷害を直接の原因とする死(又は身体障害その他当該疾病又は傷害に因つて生じた結果に對し、保険金を支払う)。

第十七条第一項中「及び傷害特約」を「に係るものと傷害特約及び疾病傷害特約に係るもの」に改め、同条第二項中「傷害特約」を「特約」に改め、「十万円以上」の下に「(定期保険の保険契約にあつては、五十万円以上)」を加える。

第十七条の二中「傷害特約」を「特約」に改める。

第十七条の三中「保険契約」の下に「(特約に係る部分を除く。)」を加え、「被保険者に係る保険金額の百分の六十」に、「被保険者に係る保険金額の百分の四十」を「(傷害特約に係るものと傷害特約及び疾病傷害特約に係るもの)」の百分の四十を「(傷害特約に係るもの)」を除くことを加え、「被保険者が死亡したことに因り支払う場合の保険金額の百分の六十」に、「被保険者に係る保険金額の百分の二十」を「(傷害特約に係るものと傷害特約及び疾病傷害特約に係るもの)」の百分の二十」を除くことを加える。

險金額の百分の三十」に改める。

第二十二条第二項及び第三項並びに第二十三條第一項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第二十五条第二項第六号中「終身保険」の下に「定期保険」を加え、同項第八号中「養老保険」を「定期保険又は養老保険」に改め、同項第十号中「傷害特約」を「特約」に改め、「保険金額」の下に「(家族保険の保険契約に附された特約にあつては、主たる被保険者に係る保険金額)」を加える。

第二十七条第一項中「傷害特約」を「特約」に改め、「除く。」の下に「以下の項及び次項において同じ。」を加え、同条第三項中「傷害特約」を「特約」に改め、「当該傷害」を「当該疾病又は傷害」に改める。

第二十八条第三項中「傷害特約」を「特約」に改め、「第二十九条第二項中「保険契約」を「終身保険、養老保険又は家族保険の保険契約においては、保険契約者」に改める。

第二十九条の二中「保険契約」の下に「(特約に係る部分を除く。)」を加える。

第二十九条の三中「傷害特約」を「特約」に改め、「第二十九条第一項中「終身保険」の下に「定期保険」を加え、「傷害特約」を「特約」に改める。

第三十条第一項及び第三項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第三十一条第一項中「終身保険」の下に「定期保険」を加え、「傷害特約」を「特約」に改める。

第三十二条第一項中「傷害特約」を「特約」に改め、「第三十一条第一項中「被保険者(傷害特約が附されている保険契約にあつては主たる被保険者とし、家族保険の保険契約にあつては主たる被保険者に限る。)」を「終身保険、養老保険又は家族保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)」においては、被保険者(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に限る。)に改め、「養老保険」の下に「又は家族保険」を加える。

第三十三条第一項及び第三項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第三十四条第一項中「終身保険」の下に「定期保険」を加え、「傷害特約」を「特約」に改める。

第三十五条第一項中「傷害特約」を「特約」に改め、同条第二項を次のよう改める。

2 特約においては、次に掲げる場合には、国

は、当該疾病又は傷害について保険金を支払う責めに任しない。

一 被保険者が故意に疾病にかかるとき。

二 保険金受取人が故意に被保険者に傷害を与えたとき。ただし、その者が保険金の一部を受け取るべき場合には、国は、他の保険金受取人にその残額を支払う。

三 保険契約者が故意に被保険者に傷害を与えたとき。

第三十六条第一項並びに第三十七条第一項及び第二項中「終身保険」の下に「定期保険」を加える。

第三十七条の三中「傷害特約」を「特約」に改め、「第三十六条第一項中「保険金」の下に「(特約に係るものを除く。)」を加える。

第三十七条の五中「保険金」の下に「(特約に係るものを除く。)」を加える。

第三十二条第一項中「二年」を「一年六箇月」に改め、同条の次に二条を加える。

第三十三条の六中「二年」を「一年六箇月」に改め、同条の七の見出し及び同条第一項中「傷

月を経過したことにより被保険者となつた子を除く。」が保険契約の効力発生後一年を経過する前に疾病(法定伝染病を除く。以下この項において同じ。)にかかるとき、及び第七条の第二项の規定により被保険者となつた者(保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことにより被保険者となつた子を除く。)がその被保険者となつた日から六箇月を経過する前に疾病にかかるときは、保険約款の定めるところにより、当該疾病について保険金額の一部を支払わざり得る。

第三十三条第一項及び第三項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第三十四条第一項中「終身保険」の下に「定期保険」を加え、「傷害特約」を「特約」に改める。

第三十五条第一項中「傷害特約」を「特約」に改め、同条第二項を次のよう改める。

2 特約においては、次に掲げる場合には、国

は、当該疾病又は傷害について保険金を支払わざり得るところにより、当該疾病について保険金額の一部を支払わざり得るところにより、当該疾病について保険金額の一部を支払わざり得ることができる。

第三十六条第二項中「家族保険の保険契約」の下に「(特約に係る部分を除く。)」を加え、「被保険者か」の下に「かかる疾病又は」を加える。

第三十八条第一項中「終身保険」の下に「定期保険」を加え、「傷害特約」を「特約」に改める。

第三十九条第一項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第四十条第二項中「家庭保険の保険契約」の下に「(特約に係る部分を除く。)」を加え、「被保険者か」の下に「かかる疾病又は」を加える。

第四十二条第一項中「傷害特約」を「特約」に改め、「第四十三条第一項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第四十三条第一項中「一年」を「六箇月」に改め、「第四十四条第一項中「一年」を「六箇月」に改め。

第四十四条第一項中「(特約に係る部分を除く。)」を加え、「被保険者か」の下に「かかる疾病又は」を加える。

第四十五条第一項中「傷害特約」を「特約」に改め同条に次の二条を加える。

3 疾病傷害特約に係る被保険者が保険契約復活の効力発生後六箇月を経過する前に疾病(法定伝染病を除く。)にかかるときは、保険約款の額の一部を支払わざり得ることができる。

第四十五条第一項中「傷害特約」を「特約」に改め同条に次の二条を加える。

1 この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に効力が発生した家族保険の簡易生命保険契約については、なお從前の例による。

理由 最近における社会経済事情の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより保険金の支払をする定期保険制度及び疾病に因る入院等について保障する疾病傷害特約制度を創設するとともに、家族保険の制度を改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。

通信委員長久保田円次君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔久保田円次君登壇〕

○久保田円次君 大だいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、簡易生命保険の加入に対する保障内容の充実をはかるため、定期保険及び疾病傷害特約の制度を創設することともに、家族保険制度の改善をはからうとするものであります。そのおもな内容は次のとおりであります。

まず第一は、定期保険の制度を設けようとするものであります。そこで、今回、被保険者が保険期間の満了前に死したことにより保険金の支払いをする定期保険の制度を創設しようとするものであります。

第二は、疾病傷害特約の制度を設けようとするものであります。従来、簡易生命保険では、被保険者の不慮の事故による傷害について保障する傷害特約の制度

を設けておりますが、これに疾病による入院に対する給付を加え、被保険者のかかった疾病及び受けた傷害について総合的に保険しようとするものであります。

この疾病傷害特約は、簡易生命保険契約に特約として付加するものであります。被保険者が疾病にかかり、もしくは不慮の事故等により傷害を受け、その治療のため入院したとき、または不慮の事故等により身体に傷害を受けて死亡し、もしくは一定の身体障害となつたときに、一定の保険金を支払うものであります。

第三は、家族保険の制度の改善をはかることがあります。家族保険の制度の改善は、最近における保険需要の動向にかんがみ、被保険者たる配偶者及び子にかかる保険金額を引き上げる等、家族保険の被保険者に対する保障内容の充実をはからうとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、昭和四十九年一月一日となっております。

通信委員会においては、去る二月十三日本案の付託を受けまして、慎重に審査を重ねたのであります。

なお、この法律の施行期日は、昭和四十九年一月一日となつております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

### 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案(内閣提出)

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(中村梅吉君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案を議題といたします。

(勧告及び公表)

第四条 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行なう者が買占め又は売惜しみにより当該特定物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、内閣総理大臣及び主務大臣の定める基準に従い適当と認められる売渡先及び売渡価格を指定し、期限を定めて、当該特定物資の全部又は一部を売り渡すべきことを勧告することができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定によると勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表するものとする。

(立入検査等)

第五条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対する立入検査等

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案

国会に提出する。

昭和四十八年三月十日

内閣総理大臣 田中 角栄

第一条 この法律は、生活関連物資(食品、繊維、木材その他の国民生活との関連性が高い物資をいう。以下同じ。)について、買占め及び売惜しみに対する緊急措置を定めることにより、国民生活の安定に資することを目的とする。

(物資の指定)

第二条 生活関連物資の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占め又は売惜しみが行なわれ又は行なわれるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定する。

2 前項に規定する事態が消滅したと認められる場合には、同項の規定による指定は、解除されるものとする。

第三条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条第一項の規定により指定された物資(以下「特定物資」という。)について、その価格の動向及び需給の状況に關し必要な調査を行なうものとす

(調査)

すなわち、この際、内閣提出、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

すなわち、この際、内閣提出、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

ができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第六条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣とする。

2 この法律に基づく内閣総理大臣の権限の行使については、経済企画庁長官が補佐するものとする。

(価格調査官)

第七条 第五条第一項及び第二項の規定による立入検査及び質問に関する職務を行なわせるため、経済企画庁及び主務省に、価格調査官を置く。

(罰則)

第八条 第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に觸し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

現下における経済情勢にかんがみ、国民生活の安定を図るため、生活関連物資の買占め及び売借

しみに対する緊急措置を講ずる必要がある。これができる。

が、この法律案を提出する理由である。

あるいは関係者に対し質問をさせることができることとなっております。また、立入検査等を行なわせるため、経済企画庁及び主務省に価格調査官を置くこととするほか、虚偽の報告、立入検査及び質問に対する拒否等に対しても、所要の罰則を規定しております。

本案は、去る四月五日本委員会に付託され、十日小坂經濟企画局長官から提案理由の説明を聴取した後、熱心なる質疑がなされ、特に生活関連物資の品不足、価格の高騰及び買占め、売借しみの実態並びに一般消費者が受けた影響等について、参考人から意見を聴取し、また、大蔵委員会、農林水産委員会及び商工委員会等との連合審査会を開会するなど、慎重な審査を重ねたのであります

が、その詳細につきましては会議録に譲ることにいたします。

なお、指定された物資につきましては、内閣総理大臣及び主務大臣は、価格の動向及び需給の状況に關し必要な調査を行なうことになつております。

2 第二に、内閣総理大臣及び主務大臣は、さきに指定期定された物資を多量に保有していると認められる者に対し、適当と認められる売渡先及び売渡価格を指定し、期限を定めて、当該物資を売り渡すべきことを勧告することができます。また、勧告に從わなかつた者に対してはその旨を公表することとしております。

第三に、内閣総理大臣及び主務大臣は、必要な限度において、指定された物資の生産、輸入、販売の業務に携わっている者に対し、その業務に開示報告をさせ、または価格調査官にこれら事業

交通ゼネラルに関する緊急質問 (沖本泰幸君提出)

国民生活を混乱させる違法ストライキに関する緊急質問(塙本三郎君提出)

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

すなわち、この際、山中貞則君提出、国民生活を破壊する違法ストライキの回避に関する緊急質問、角屋堅次郎君提出、春闘に関する緊急質問、津金祐近君提出、国民生活の擁護とストライキ回復に関する緊急質問、沖本泰幸君提出、交通ゼネラルに関する緊急質問及び塙本三郎君提出、国民生活を混乱させる違法ストライキに関する緊急質問を順次許可されることを望みます。

○議長(中村梅吉君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

ます、山中貞則君提出、国民生活を破壊する違法ストライキの回避に関する緊急質問を許可いたします。山中貞則君。

○議長(中村梅吉君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

ます、山中貞則君提出、国民生活を破壊する違法ストライキの回避に関する緊急質問を許可いたします。山中貞則君。

○議長(中村梅吉君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(中村梅吉君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(中村梅吉君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(中村梅吉君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国民生活を破壊する違法ストライキの回避に関する緊急質問(山中貞則君提出)

春闘に関する緊急質問(角屋堅次郎君提出)

国民生活の擁護とストライキに関する緊急質問(津金祐近君提出)

たこと等を考えるとき、まさに勇断であり、有識回答を引き出すためといって、順法という美名のもとに違法ストに突入していた國労、動労等は、直ちにその闘争を停止しなければならなかつたはずであります。(拍手)一部戦術ダウンがあつたとはいえ、動労を中心に違法ストが続行されたことは、私どもには何とも不可解なことに見えてなりません。ましてや一般国民、それも直接被害を受ける國鉄利用者の方たちに理解されるわけがありません。だからこそ、一昨晩のよろんな、各主要駅に発生した暴力的抗議も、起ころべくして起つたものといえましょう。(拍手)まず、この問題について総理の御見解を承りたい。

わけのわからぬことはこればかりではなく、むしろわけのわからぬことが多過ぎます。この世にもあしきな物語に属することの二、三の例を伺つてみますので、國民にもよくわかるように説明してください。

まずその一つ、スト権奪回ストというものは一体何ですか。スト権を奪回するということは、現在のわが國の法律ではスト権がないということをみずから認めている何よりの証拠です。それが、禁止されている違法なストをやることによってスト権を得ようとするとは、違法な政治ストであり、その論理はナンセンスであります。(拍手)それから、順法闘争というのもびんときません。ストが終われば違法運転をいつもやつていることとでしょうか。乗客はいつも危険にさらされているのでしょうか。まず、こちらから總理、教えてください。

さらに、ストをやつた者を処分しないといふ約束をしなければストをやめないといふのは、まるでだだつことです。ストを禁止した公務員法、公労法が存在している限り、どい無理な話ですが、それが条件だといふのでは、國民は何のことだかよくわからぬはずです。政府は、これに対しのように解釈し、どんな基本姿勢を貫こうとしているのか、明確に御説明願います。

去る三月の動労の順法ストの際、政府と労働組合側幹部との間にある種の妥協が成立した。ところが、組合側の内部事情で三役一任を取りつけられ、違法ストは一方的に約束を破つて続行され、(拍手)一部戦術ダウンがあつたといふわざがありますが、それは事実か。その妥協案の内容はどんなものだったのか、経過とともに御説明願います。これは、どうも労働大臣、あなたがくさいです。あなたは、その約束違反についてどういう措置をとつたのか、あわせて御答弁願います。

いま一つ、これは運輸大臣です。去る三月十三日、上尾駅事件の際、機関国鉄総裁と日黒労委員長との間でトップ交渉が行なわれ、順法ストの即時中止を合意したが、これまた動労の中央執行委員会で御破算にされ、ストが強行されたといふことがいわれております。当事者能力がないのは、一体どちらなのか。所管大臣として、事実関係を御説明願います。

この二つの事例だけでも、労使の不信といふことがよくいわれますが、不信の原因はどうちらなのかという点に明確な答えを出したものといわなければなりません。

次に、國家公安委員長にお尋ねいたしますが、革マル派全学連大会に動労車労組代表が出席し、四月末七十二時間ストを支援する特別決議が採択されたこと。中核派は、二十六日から全国で動員をかけ、動労車労組を支援する態勢に入る。極左暴力集団が、上尾事件をヒントに一般乗客や、やじ馬にまぎれ込んで騒ぎを大きくし、駅長などの管理者や鉄道施設等を攻撃する。拠点職場への大量押しかけや国鉄信号用ケーブルの切断、線路上や沿線での古タイヤ燃焼、火炎ひん投げ、陸橋への懸垂幕張り等のゲリラ的行動が予測される等の穏やかでない話が伝わっておりますが、治安を預かる者として、これらの事実や実情をよく把握しておられるはずですが、この際、その実態と対策を明らかにしてください。一昨晩の各拠点駅の暴力的抗議事件を、総評や野党の一部に、右翼の

引き起こした組織的暴動だと声明が見られるのであります。事実関係ははたしてどうだったのでしょうか、明らかにしてください。

さらに、七十二時間ゼネストに突入した場合、一般乗客の忍耐にも限度のあることを思えば、この心理に極左暴力集団のつけ込むおそれは十分あるといわなければなりません。職場内反戦青年委員会と極左暴力集団の関係を如々しているならば、二度と一般乗客に逮捕者が出るような事態に立ち至らぬよう、事前に國労当局と密接な連絡がとられ、その防止に全力を尽くさなければならぬ責任は國家公安委員長にあるはずです。これらの諸点を踏まえてお答え願います。

かつて、国鉄ストは労使なれ合いで批判されたり、その論理はナンセンスであります。スト権が優先し、國民不在の状態が継続し、果てしないぶれるようなことはないし、俗にいう親方日の丸の甘えが一そく増大し、その飛ばつちりのどろぼうが国鉄関係で占められております。この点も、国鉄問題をいよいよ混沌におとしいれている原因の一つであります。このまま放置すれば、乗客輸送という国鉄の公共的な使命より労使の闘争が優先し、國民不在の状態が継続し、果てしないぶれるようなことはないし、俗にいう親方日の丸の甘えが一そく増大し、その飛ばつちりのどろぼうが国鉄利用者や納税者、國民に振りかかってくらぬであります。(拍手)この点、運輸大臣はどうお答えされますか。

今日もベッドの中から多くの患者が、そしてその家族が、国鉄ストの成行きを息をこらして見守っています。その人たちともども、お願いします。どうかストライキだけはやめて下さいます。人の命にかかる問題なのです。

以上、原文のままです。(拍手)運輸大臣、これをどう感じられますか、お伺いいたします。

さらに、ことしの二月一日より四月十七日の年金サボタージュストに至る間だけでも、一般乗客の負傷者は百二十人にものぼっています。今は不幸なことに、もつと増え続けています。中には入院を余儀なくされた人もおられます。国鉄はこれららの氣の毒な人々に何かして差し上げていますか。知らぬ顔の半兵衛をきめ込んでいるわけではありません。どうか月末に予定されているストライキをやめて下さい。もし決行されたときは、

医療機関における輸血用血液の不足を来たし、多くの人命を失いかねません。

当血液センターでは、毎年献血のご協力の少ないくなる連休対策のため二ヶ月も前から準備を予定しています。ところが、月末の国鉄ストの予定が伝わると、ご協力いただき役所、学校、工場等から続々と「当日ストだつたら、残念ながら献血に協力することができません」との連絡がきております。その数がおよそ七百人分相当です。輸血用血液の深刻な不足の事態が発生します。

国鉄は、ストの際は通勤、通学を差控えて下さいと呼びかけていますが、この血液不足の穴を、一体だれが埋めてくれるのでしょう。スト当日、国鉄のみなさんで献血をしていただけます。

なんとかストライキを避けて、善意の献血によつて多くの人命を救う、この運動をストップさせないで下さい。せめて献血だけは、だれもができる程度に電車を走らせさせていただけないのでしょうか。

今日もベッドの中から多くの患者が、そしてその家族が、国鉄ストの成行きを息をこらして見守っています。その人たちともども、お願いします。どうかストライキだけはやめて下さいます。人の命にかかる問題なのです。

以上、原文のままです。(拍手)運輸大臣、これをどう感じられますか、お伺いいたします。

さらに、ことしの二月一日より四月十七日の年金サボタージュストに至る間だけでも、一般乗客の負傷者は百二十人にものぼっています。今は不幸なことに、もつと増え続けています。中には入院を余儀なくされた人もおられます。国鉄は

ら、各方面に甚大な被害を与えます。米・鮮魚、冷凍魚、石油、セメント、木材、肥料、飼料等、かりにストが二十九日に終わつたとしても、正常ダイヤ復帰は来月五日ごろまでかかると見られますが、これら主要物資はそれぞれ六日分にも達する量が滞貨となり、東京都の一日常平均消費量だけを見れば、米で四十八・八日分、鮮魚、冷凍魚で八・六日分、石油は五十一日分、セメントは十六・二日分にも達します。この事実は、必然的に価格暴騰をもたらし、一般消費大衆はもちろん等の小売り店等をも被害者にしてしまいます。

一例として、三月八日国労・労働の強力順法闘争突入前と、わずか五日後、上尾事件の起つた十三日とで、神田市場にあらわれた影響を見てみますと、タマネギが五十円から七十五円へ四倍の値上がりを来たして、今回の交通ゼネストは、一般家庭の台所におけるべき打撃を与えることあります。(拍手)

運輸大臣は、この点を心配してのこととしょう、災害救助や社会不安発生時に限られている、文字どおり伝家の宝刀としていたまだ発動したことのない、道路運送法第三十四条に基づく運送命令を出して、トラックによる生活必需物資輸送を確保する決意を固め、鉄道とトラックの運賃差額を全額国費で持つべく約十億円の一般会計予備費支出を要請していると伝えられます。他方では、大蔵大臣ががんとして承知しないとも聞きます。この構想は実現するのですか。そして、一億国民一人当たり十円ずつ負担するのは割り切れない気もしますが、大蔵大臣は、一方的な被害者である消費者を守るために、それを承知されましたが、輸大臣から答弁してください。

また、総理はこの問題をどう決断されますか、お伺いいたします。

自治大臣、あすの午前中芝浦市場で東京都の職員が畜殺解体作業のストをやる予定のため、もう二十日ごろから豚肉はすでに九〇%も値上がりしております。自治省が地方自治体に対して力がないため、他治省といひやかしもありますが、これで解決させるべくどのような措置をとられますか、教えてください。

文部大臣、あなたは各都道府県教育長を集め、きわめてりっぱな、私もびっくりしたぐらいの堂々たるストに対する信念を述べられました。教育長からストは違法だからやらぬよう指導する、という公文書が出ることは出来ました。しかしながら、去る三月十七日の一時間ストのときには、ストが終わってから学校に着いたそうであります。実にこつけいです。しかし笑うにも笑えないものがあります。教師といえども赤く染めることも黒く染めることも許されない義務教育の中学生の心に、生涯その恩を忘れず尊敬し続けるはずの先生方が、みずから法律を犯してストに参加する姿がどう映るでしょうか。(拍手)授業を放棄して幼い子供心を傷つけることが許されるのであります。教育長を集めただけで、いま述べたようなことが末端における実態だとすれば、具体的にどうされますか、お伺いをいたします。

共産主義や社会主義諸国においては、スト権どころか、意見の表明すら不可能であるはずです。(拍手)それに比べたら、わが国は、自分から見てわがままが放任されている天国だともいえましょう。

一刻も早く違法ストが終息し、国民みんながゴールデンウイークを楽しめることが切望し、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 山中貞則君にお答えをいたします。

まず、今回の有額回答の問題でござりますが、國鉄労使が交渉の場で有額回答が行なわれたわけですが、それは昨年の裁定額と同額であります。今回も御承知のとおりでございます。昨四十七年度も、國鉄運賃法を提出、御審議をいただいておつたわ

けでございます。國鉄財政の状態からいたしましては、政府としては従来から理解を示しておるところであります。政治ストに対しましては、特

との数々を、国民に少しでもわかつてもらうためにいろいろと質問いたしました。しかし、昨日の最高裁大法廷の判決は、非現業国家公務員に対する争議行為の禁止は違憲でないことはもちろん、全体の奉仕者としての地位の特殊性、職務の公共性からしても当然であるとして、争議行為の一時禁止、あり等の行為の一時処罰を妥当とした明確を受け取っております。(拍手)今後は、公務員等が関係法規を順守し、正常な労使関係が維持され、秩序ある労働運動が展開されると信じますし、本日より七十二時間にもわたる違法ストは、法の名において、法治國らしく整然とかつ即刻中止されることを信じています。しかし、春闌共闘は、これを不当な司法権力による弾圧だとして、スト権を実力でかわると声明いたしました。これでは法治國とはいえないかもしれません。(拍手)また、一部野党の同調もあるようですが、総理はこれにどのような基本的姿勢をとられるのか、お伺いをいたします。

共産主義や社会主義諸国においては、スト権ども黒く染めることも許されない義務教育の中学生の心に、生涯その恩を忘れず尊敬し続けるはずの先生方が、みずからは法律を犯してストに参加する姿がどう映るでしょうか。(拍手)授業を放棄して幼い子供心を傷つけることが許されるのであります。教育長を集めただけで、いま述べたようなことが末端における実態だとすれば、具体的にどうされますか、お伺いをいたします。

せつがくの田中総理の英断により、与野党が一致して四月二十九日に間に合わせるべく大急ぎで法改正した祝日と日曜のダブルリモーニングを翌日にずらす善政も、このままで水泡に帰し、それを当て込んだ旅行業者や、キャンセルの相次ぐホテル、旅館等の被害はもちろん、家族連れの旅行や、観光を計画していたささやかな庶民の夢も打ち砕かれてしまふでしょう。

さて、私は、国民の立場から疑問に思われるこそあります。

のようない、法政国家を否定し、議会制民主主義を無視するような行為は直ちに中止すべきであります。(拍手)

ストをやめた者を処分しないと約束しなければ発言でございますが、法律の明文による禁止に違反して争議行為を行なつた者に対して、法律の定めるところに従い厳正な処分が行なわれることは、法政国家として当然のことであります。(拍手)

国民の足である国鉄のストライキによつて、何の罪もない乗客の生活を奪うようなことを続けるならば、労組といふども労働者から手痛い打撃を受けることは、今回の暴動事件が痛切に教えるところであります。(拍手)組合員諸君の自戒、自成を重ねて要望したいのであります。(拍手)

なお、ストにより不足をする生活必需物資の確保及び値上がり防止等の対策についての御発言がございましたが、本日以降、国鉄違法ストの激化が予想されるのであります。その場合には生活必需物資等の不足及び価格の上昇等が懸念されまます。そのために、昨日政府は、違法スト期間中、必要に応じ、トラックによる生活必需物資の代替輸送を行なうこといたし、運送命令の発動及びこれに伴う所要の補償措置を講ずることにいたしました。生鮮食料品の需給状況に応じ、タマネギ及び冷凍水産物を放出する等、七項目の対策によりまして、生活必需物資等の供給の確保と価格の安定を緊急にはかつてまいりたいと考えておるのであります。いまからでもおそれなくあります。ストはやめることが国民生活を維持するために必要なのであります。(拍手)

次に、連休の夢を碎くストライキをどう考るかといふことでございますが、二十四日の自然発生的な暴動事件が示すところ、國勞、労働がたび重なる順法闘争といふ名のサボタージュを行なう、違法ストを行なえば、國民の反感を買うだけではなく、國民から手痛い打撃を受けることにな

労使がよく話してやれ、また組合に対しましては、國民あつての組合である、そして、迷惑するのほんとうに何ら關係ない善良な國民であるから、この際、やはり國民の立場になつて十分よく考へて、實力行使を中止して、事態の早期かつ平和的な解決を申し入れたのであります。

この申し入れに対しまして國勞は応じまして、ストを中止いたしました。順法闘争をやめました。ところが一方、動労は、遺憾でありますか闘争を続行したことは、私は殘念にたえない次第であります。

なお、この労使紛争は運転保安の問題であります。

さて、私の直接の所管でありますので、その内容には立ち入っておりません。

したがつて、たゞいま山中議員からお話をのように、政府と組合幹部の間においていろいろな内容があつたのでないか、妥協が成立した事実があるのではないか、かようなことは絶対にありませんことを申し上げます。(拍手)

〔國務大臣奥野誠亮君登壇〕

○國務大臣(奥野誠亮君) 教員につきましては、現在、その給与は一般の公務員に比較して優遇されなければならない、同時にまた、この措置は計画的に進められなければならないという大きな方針を、國權の最高機關であります国会において確定していただこうとしているさなかでございます。同時にまた、公務員の給与は國民の血税によつてまかなわれるものでございますだけに、国民の理解なくしては、この方針をつくり上げることは困難でございます。そういう際でございます。ただし、特に先生方の自重、住民の信頼を裏切らないようにお願いを申し上げておるところでござります。

日本教職員組合では、現在、国会に提出いたしております、そしてまた審議していただきております法案を含め、文教三法案の撤回、粉碎などを理由にして、スト突入を指令されたわけでござります。だれのための組合であるかということに疑問

を感じますと同時に、国会の運営に干渉を試みようとする態度につきましても、不穏当な感じを持つておるわけでございます。(拍手)

委員会における野党の方の質問を伺いながら、

現場の先生方に文部省の考え方をゆがめて伝えられ

て、たいへん私は驚き入つてゐるものでございま

す。そういうこともございまして、できる限り先

生方に文部省の考え方を深く理解してもらいた

い、そういう意味で、さきに教育長さんにお集ま

りをいたきましたし、また、きのうは新聞に

談話を出させていたいたたわけでございます。日

教組のいろいろな御意見、それにつきまして文部

省から詳しく述べましたし、また、きのうは新聞に

善処を求めたわけでございます。

私たち、さらに先生一人一人の理解と自覚を

求めるために、今後も最善の努力を払つてしまひ

たい、かようにも考えるものでございます。(拍手)

〔國務大臣江崎真澄君登壇〕

○國務大臣(江崎真澄君) 御質問の順序に従いまして、先に、國家公安委員長の立場からお答えを申し上げます。

御指摘のよろに、革マル派、中核派において、

動労スト支援の動向が確かにあります。現在ただいまも、浜松機関区に約百名の革マル派が支援に

行つておりますが、今夕、革マル派及び中核

派が、東京及び千葉などにおける動労スト支援の動きを示しております。

これらの支援行動をめぐりまする違法行為やゲ

リラ的行動につきましては、警察として、關係機

関とも緊密な連係をとり、所要の部隊編成を行な

い、迅速的確に対処し得るよう体制を整えてい

ます。(拍手) かりそめにも暴力行為

や違法行為等に出る場合には、厳正に取り締まりをいたしておるつもりであります。(拍手)

第二点、一昨日の乗客の騒ぎは右翼の引き起こした組織的暴力ではないか、この真相はどうか、こ

ういうお尋ねでありまするが、現在まで警察において厳重捜査をいたしておりまするが、ただいまの段階においては、特定人あるいは特定グループが計画的にやつたといふ形跡は全然認められません。逮捕をいたしました被疑者は、ほとんど身元が判明いたしております。その中にも、右翼

あるいはまた政治的色彩のある者は見当たらぬといふに報告を受けております。むしろ、引き

続く順法闘争による列車ダイヤの混乱に対する一

般乗客のふんまんが爆発したものであるといふ見方が強いのであります。(拍手)

第三点の、七十二時間ストが強行された場合に国民の不満が一段と高まる、その虚に乗じて組織的・計画的に政治的な分子が破壊活動や混亂活動を引き起こすことはないか。

警察といたしましては、当然、國民のふんまんが高まることは予想されますので、十分な警戒体制をとりまして、厳正な取り締まりを行ない、治安の万全を期してまいりたいと考えております。(拍手)

次に、自治大臣としてお答えを申し上げます。

御指摘の屠殺場の問題でありまするが、自治関係には、屠殺場の従業員ばかりか、いわゆる自治体病院があります。また、救急業務があります。

これら的重要性にかんがみまして、もとより地方公務員の人事管理といふものは、これは本来、地方公共団体の責任において行なわれるものでありまするが、自治省といつしましては、機会あるごとに地方公共団体当局に対して、厳正な人事管理を行なうよう指導をしておるところであります。

質問に先立ち、一言触れておきたいのは、今回の緊急質問が自由民主党の強い要請によって行なわれることになつたことであります。

わが党は、今春闘の重大な段階において、自由民主党の意図する緊急質問のねらいが、田中総理の行動を縛り、激しいスト攻撃による労働者と国民の分断をはかるにあるとすれば、春闘の早期解決に重大な支障が生ずるおそれがありまして、これが中止方を強く求めてまいつたのであります。(拍手) たゞいま、昨年の春闘の際、総理府

総務長官として、公務員共闘の賃上げ要求に対し、前向きの答弁をして、公務員共闘から評価を受けます。(拍手) たゞいま、今年の春闘の際、総理府

総務長官として、公務員共闘の賃上げ要求に対し、前向きの答弁をして、公務員共闘から評価を受けます。(拍手) しかしながら、緊急質問が行なわれます以前、山中議員の、攻守所を交えた、まるで別人のよ

うな激しい論調を聞き、これが春闘解決に何の効果ありやと疑わざるを得ないのであります。

(拍手) しかしながら、緊急質問が行なわれます以前、山中議員の、攻守所を交えた、まるで別人のよ

今次春闘における問題の焦点は、労働者の要求をいかに受けとめ、田中内閣としていかに対処するかに今日かかっておるのであります。

総評、中立労連を中心にして結集された春闘共闘委員会は、今次春闘にあたり、大幅賃上げ、時間短縮、年金の改善、労働基本権の回復、不当処分の撤回を要求して戦っております。われわれは、これららの諸要求を当然かつ正当なものと考え、全面的に支持し、今次春闘においては、トップ会談等を通じ政府の誠意ある回答を期待しているのであります。(拍手)しかし、ただいまの質疑の経過、いまの段階において、私は、残念ながら、政府が事の解決に誠意をもつて当たるという態度を感じます。(拍手)しかしながら、政府がることはできがたいであります。(拍手)

第一に、賃金問題から入ります。

三公社五現業が今回有難い回答をしたことは、労使自主交渉の中において確かに一步前進として評価できるものであります。その内容は昨年と同額といふ、常軌を逸したものであります。

今年は、商社の不当な高い占め行為も手伝い、物価は、卸売り物価も含め記録的な高騰を続けております。それは、ほかならぬ田中内閣の国民不在の政治そのものがたらしたものであり、それゆえにこそ民間では、日経連の警鐘にもかかわらず、昨年を大きく上回る回答が続々と出されております。これらの事情を無視し、昨年と同額回答というのは、労働者を納得させるものでないことは、田中総理自身も十分御承知のはずであります。(拍手)

本日、三公社五現業の当局が労働組合の反対を押し切り、一方的に調停申請をいたしましたが、今後政府としていかにこの問題に対処されるのか、具体的に明らかにしてもらいたいと思うのであります。(拍手)

第二に、私は、政府が今日の緊迫した事態に対し高圧的姿勢をもつて臨もうとしている態度を許すことはできません。(拍手)すなわち、賃上げ、時間短縮、年金改善、ストライク回復という労働者の

統一要求を分断し、労働者の正当な権利行使を政治ストとして弾圧しようとしていることがそれであります。

労働者の生活は、もちろん賃金を基本としていることは申し上げるまでもありませんが、賃金以外にも、労働者の要求は山積しておるのであります。今日、みずから生活を向上させるために、は、高騰する物価を抑え、みずから住宅を手に入れ、公害をなくし、税を軽減し、老後生活の不安をなくするための年金の充実などを、労働者は強く望んでおります。(拍手)これはまた同時に、国民的要求でもあります。

これらの諸要求に、政府はどれだけ今日までこたえてきたのであるか。遺憾ながら、政府がこれらの解決を放棄しているために、当初田中内閣に寄せた庶民の期待はもろくもくずれ、国民の不満はうっせきしておる現状にござります。

例を年金にとるならば、元気に働いている間は何とか生活できるとしても、定年になり働けなくなつたときは、年金は老後の生活を支えるようになります。しかし、現在の年金では、とても老後の生活をささえることは不可能であります。

今次春闘の中で、四月十七日、年金の改善を求めて労働者が統一ストに立ち上がったことは、今までの情勢から見て、けだし当然のことといわなければなりません。(拍手)政府はこれに対し誠意をもつてこたえるべきであります。政府は、これららの敵になる前に、労働者代表と直接問題解決の話し合いに入るよう提案したのですが、政府の関係閣僚が、あるときはストライク行動を止め、その後簡単にこれを取り消すという食言行為によつて労働者の不信を招く結果に終わつてゐるが、残念ながら今日までの状況であります。

(拍手)

また、公務員制度審議会は第三次を重ね、それも九月末に任期切れを控えながら、何ら進捗が見られないことはまことに遺憾であります。その原因が、使用者である政府側が何らの態度も表明しないことがあります。(拍手)田中総理、今日まで政府が、労働者の求める長年の懸案に対し、誠意をもつてこたえようとしないところに今日の混乱があることを銘記し、政府の基本姿勢を明らかにすることを許す。(拍手)

ストライクは、労働者がみずからの生活向上の手段として与えられた権利である以上、賃上げであ

り、時間短縮であれ、年金であれ、労働者の生活にかかる諸問題の改善のために行使されるのはきわめて当然の姿といわなければなりません。

(拍手)むしろ、近年労働者が、賃金のみならず、本家などに雇われる事によってのみ生活のかてを得ております。経済的には弱者の地位にありながら、労働組合として団結し、団交で交渉し、ストライキを行なうことは、社会的に認めらるべきものであります。(拍手)これが民主主義の基本であります。憲法に保障された権利であります。この大原則を理解することなしに、長い間労働者が求めているストライキ権回復に対し正しい回答を打ち出すことはできないのです。

今日、労働者の権利に対する政府の対応は、国際世論の注目するところであります。ILLO結社の自由委員会は、公労協、公務員のストに対する政府の処分について強い疑問を投げかけ、また、一生経済的不利益を与える処分は誤りであると指摘したのは御承知のところであります。(拍手)ジェンクスILLO事務総長は、日本政府が国際世論の敵になる前に、労働者代表と直接問題解決の話し合いに入るよう提案したのですが、政府の関係閣僚が、あるときはストライク行動を止め、その後簡単にこれを取り消すという食言行為によつて労働者の不信を招く結果に終わつてゐるが、残念ながら今日までの状況であります。

(拍手)

〔発言する者多し〕

○議長(中村梅吉君) 静爾に願います。

○角屋堅次郎君(続) 米軍占領下、マッカーサー書簡によつて不當に奪われた公務員のストライキ権は……

〔発言する者多し〕

○議長(中村梅吉君) 机をなたくことをやめてください。——静爾に願います。——静爾に願います。

○角屋堅次郎君(続) 米軍占領下、マッカーサー書簡によつて不當に奪われた公務員のストライキ権は、現在では前世紀の遺物であり、すみやかに清算すべきであります。(拍手)そのことが今日の労使関係の正常化をもたらすやうであると信じます。

○角屋堅次郎君(続) 米軍占領下、マッカーサー書簡によつて不當に奪われた公務員のストライキ権は、現在では前世紀の遺物であり、すみやかに清算すべきであります。(拍手)そのことが今日の労使関係の正常化をもたらすやうであると信じます。

いま重大段階にきております統一ストライキを解決する道はただ一つ、單に自民党のようにストライキを違法と言つだけでは問題は解決しません。(拍手)田中内閣が従来の高圧的な姿勢を改め、労働者、国民の要求を解決しようといふ誠意を持つかいなかといふことにあるのであります。その決意さえあれば、労働者代表との率直な話し合い

を通じて、それぞれの問題を解決する方法はおずから見出されるものと確信をいたします。

(拍手) 現に労働組合は、政府が誠意を示せばストライキを中止してもよいと言っているではありませんか。私は、何よりも総理みずからの決意をただしておきたいと思います。(拍手)

次に、一昨日の首都圏における国鉄の混亂は、まことに遺憾な事態であります。私は、現場にいた一部の人々が、一時的にせよ暴動的行為に出たことについて、その根底に、政治あるいは社会に対する国民のうつせきした不満、怒りが潜在していただと感ずるものであります。(拍手) 异常な高騰を続ける物価、激化の一途をたどる公害、絶望的な住宅事情、老後生活の不安、国民生活は日々次々と破壊されているのであります。田中内閣が今回の国鉄の混亂に正しく対応するつもりがあるのであれば、ますみずから政治姿勢を省み、深刻な反省がなければなりません。(拍手)

私は、しかし、今回の事件が、単なる群衆心理のみによつて引き起こされたとは必ずしも考えておりません。昨日行なわれた社会党の調査によつて、事件発生当日、各駅頭では、自民党的スト批判を内容とする機関紙自由新報がまかれ、また、右翼集団のビルが春闌妨害の挑発行為の形でまかれております。(拍手)

事件発生の状況を見れば、上野、赤羽などの主要駅において、電車がホームに入ると同時に、数人の男が運転室にかけ寄り、乗務員をとらえるとともに、運転席前面のガラスを割り、ブレークハンドルをはずし、電源スイッチを切り、緊急制御装置を作動させるという、そのどれをとっても、列車運行を不可能ならしめる専門的行為をすればやく行なつているのであります。(拍手) これは、明らかに一般乗客の偶発的行為ではなく、破壊工作が意図的、計画的に行なわれたことを示しており、その結果を、スト批判という形で労働者に向かせようとするときわめて悪質な妨害行為といわざるを得ません。(拍手)

## 外(号) 報

政府は、かかる行為を嚴重に取り締まるところに、事態の真相究明に全力をあげ、われわれの要請にこたえるべきであります。(拍手)

最後に、田中総理に申し上げたい。

わが國が敗戦の廃墟の中から雄々しく立ち上がり、今日、国民総生産自由世界第二位の位置を占めた原動力は、働く人々の血と汗の結晶といっても過言ではないと存じます。(拍手) かつて総理自身も、若きころ、新潟の農村から、ほとんど裸一貫で上京し、労働者の中でそれこそ悪戦苦闘、もみ抜かれた経験を持つておられるわけでございます。初心忘るべからず。働く人々八百二十万人を結集する春闌共闘委員会の今回の切実な要求に耳を傾け、進んでトップ会談に応じ、人間田中の真骨頂を發揮すべきときであります。(拍手) 自民党的なタカ派の金縛りの中で行動する限り、田中内閣は、誠意ある御答弁を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

田中総理の春闌解決のための決断と実行を強く要求し、誠意ある御答弁を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣田中角栄君登壇】

○内閣総理大臣(田中角栄君) 角屋堅次郎君にお答えをいたします。

まず第一は、給与改善について、今後いかに対処するかという問題でございますが、各公共企業体当局は、去る二十三日、昨年仲裁額と同額の有額回答を行なつたのでございますが、特に、先ほども申し述べましたように、財政上の困難に直面している国鉄当局につきまして、他の公共企業体

も申しつづけられ、なかなか払はれることを、おどりながら区別をすべきであるとの際申し上げてお

ります。(拍手)

政府としても、經濟的問題については、誠意をもつて最大限の努力をしておるところであります

が、すでに質上げ問題は、公労委の調停段階に入つておるので、労使が公労委の場で事態の早期か

つ平和的な解決をはかることを期待しておるので

あります。

政府が有額回答をいたしたからといって、それが最終的なものではないであります。公労委の場もあるし、仲裁の場もあります。法制は準備をしておるのであります。労働者の権利は守られるようになつておるのであります。(拍手)

これが民主体制下における完備された制度なのであります。でありますから、この制度の運用も守たずしていろいろな行動に訴えられることは、間違いものであります。(拍手) 労働改善や賃金の引き上げ等の問題に対し理解を示されることに対するは、私たのも理解を示しております。しかし、年金制度やストト权の問題は立法事項なのであります。それは労働行為の中では解決できない問題なのであります。

その意味で、与野党を問わず、議会制民主主義を守らうという考え方を前提にしておる以上、事を分けて対処しなければならぬことは言うをまたないのです。それは労働行為の中では解決できない問題なのであります。

その意味で、労働組合員の諸君が違法行為を行なはずして、制度の中で理想を達成せられることに努力せられることがあります。(拍手) 私は、その意味において、労働組合員の諸君が違法行為を行なはずして、制度の中で理想を達成せられることに努力せられることがあります。(拍手)

何も労働組合は野党だけのものではありません。日本のよき労働慣行をつくるために、そして労働組合員諸君が安んじて職場に勤けるような状態をつくらうというのは、あくまで野党のみならんや、自民党も人後に落ちないのであります。(拍手)

そういう意味で、やはり議院が行なう職務と、労働行為を行なわなければならないことを、おのずから区別をすべきであるとの際申し上げてお

ります。(拍手)

第二は、年金制度の問題でございますが、老後

保障の柱となる年金制度の充実が最も重要な国民的課題の一つであることは、十分承知をいたしておられます。国民年金、厚生年金を通じた年金制度

の改善については、現に国会に提案をし、改正案

を御審議をいたしておるのであります。老後

を示したものであります。

さざえるに足る年金の実現をはかつておるわけで

ございまして、ストライキと年金の問題をからませることとは適当でありません。(拍手)

労働者代表と率直に話し合いをせよという問題でございますが、公務員等のストト权の問題については、現在、労使公益三者構成の公務員制度審議会において銳意審議をいたしておるのでございますが、公務員等の問題によって対処をする所存でございます。関係組合においても、冷静な態度でその結論を待つべきであると考えておる

のでござります。

また、待遇改善など經濟的要求に対しましては、先ほどから申し上げておりますとおり、政府は、誠意をもつて対処をいたしておるのでござりますが、何ぶんにもストト权奪還といふような問題は、国会の御審議の問題でござりますので、私といえども云々できないのでござります。しかし私は、國民的な利益を守るために、スト回避のためには、可能な限り最善の努力をいたしたいと考へておりますことを申し上げておきます。(拍手)

それから次には、今回の上尾事件その他の事

件についてのお話でございますが、国鉄限法闘争に伴う一連の事件について、日下警察においておりますことを申し上げておきます。(拍手)

それから次には、今回の上尾事件その他の事

件についてのお話でございますが、国鉄限法闘争に伴う一連の事件について、日下警察において

銳意捜査中でありますし、その問題に對しては江崎大臣から先ほど詳しく述べたから申し上げません。

しかし、この際、私は申し上げておきたいことは、上尾事件をはじめ先般の事態等に對しまして、一部の者が意図したものであるというような考え方や発言は、遺憾なことだと考えておるのであります。(拍手) そういうふうの考え方や発言には、もの解决にはならないであります。起

こつた事態を直視をして、なぜこんなことが起つたのか、また、これから起こらないようになります。

こうした事態にはどうしなければならないかといふ問題と取り組むことのみが、国民の支持と理解を得られる唯一の道なのであります。(拍手) 政府は、謙虚に真

摯な態度でこの問題に對処してまいりたいと考えておるのであります。

最後に、最高裁判判に対しても問題でございまが、山中君に對してお答えを申し上げたとおりでございますが、与野党の別なく、判示をされた問題に対しては尊重すべきであると思うのであります。從来、政府の発言や政府の考え方と反する判断が行なわれた場合もございますが、政府は、当然のこととしてこの判断に従い、この判示を支持しております。(拍手)法律や制度を守るということが議会民主主義を育てる基本であることは、言うまでもないのです。自分の考え方と違うから、気に食わないからというような考え方で実力行使に訴えるようなことは、民主政治のワク外であることを、この際申し上げておきたいのであります。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 次に、津金佑近君提出、国民生活の擁護とスト権回復に関する緊急質問を許可いたします。津金佑近君。

〔津金佑近君登壇〕

〔議長退席、副議長着席〕

○津金佑近君 私は、日本共産党・革新共同を代表いたしまして、去る二十四日夜半、首都圏の国電各駅で発生した異常事態並びに目前に迫った統一ストライキについて、田中総理大臣及び各関係大臣に、緊急質問をするものであります。(拍手)まず第一に、こうした事態を招いた根本的な原因をどのように見るかという問題であります。

政府・自民党は、もっぱらその根源は労働組合の順法闘争や違法な政治ストにあると述べ立てております。しかし、これは、まさに原因と結果を取り違えた本末転倒の議論であります。(拍手)いま、わが国の広範な労働組合は、激しい物価の値上がりなどの中で、みずから生活と国民の生活の安定のために、大幅な賃金の引き上げと物価上昇反対などを強く要求いたしております。

とりわけ、国鉄労働者は、日本経済の動脈をなす鉄の安全輸送のため、設備の改善や要員確保など、国民的な立場で、その要求の実現を目指して、運動

を發展させておるのであります。(拍手)しかも国鉄労働者は、長時間、不規則労働を余儀なくさざいます。また、平均三十九・二歳の高い年齢構成にもかかわらず、賃金は平均八万七千三百円といふ低い状態にあるのであります。

田中内閣と自民党の大企業奉仕の高度成長政策と日本列島改造計画によって、異常なまでの物価の上昇、公害の拡大、地価の暴騰は一そく激しさを増し、国民生活全体が抑圧されているもとで、國鉄労働者が掲げている基本給二万四千円の賃金の引き上げ、國鉄の安全性確保のための諸要求は、きわめて当然の要求といわなければなりません。(拍手)

わが党は、こうした問題は、本来、國鉄当局と政府が、労働者の切実な要求に誠意をもつて対処することによって、正しく解決されるべきものであると主張してまいりました。(拍手)にもかかわらず、政府・自民党が、みずからなすべきことを怠りながら、正当な要求を掲げた労働者を敵視し、国会本会議場を労働者非難の場と化すことは、問題の解決に何ら役立つものでないことを、この際、強く指摘しておかなければならぬと思うのであります。(拍手)

国鉄当局が、今回、國鉄労働者に対して有頬回答を出したことは、いままでに当然やるべきことをやつたにすぎないだけでありまして、しかも、その内容は、労働者の要求とはほど遠いものであつて、政府・國鉄当局の誠意と努力のあかしとは、とうてい言ひがたいものであります。(拍手)

私は、ここで、今回の事態を招いた最大の原因が政府、当局にあることを強く指摘するとともに、田中総理並びに関係大臣が、労働組合の正当な要求に対し、どのようにこたえようとしているか、具体的な答弁を求めるものであります。(拍手)

第二の質問は、労働者のストライキに対する公務員、公共企業体労働者のストライキの保障を強く要求するものでありますが、田中総理並びに関係閣僚の明確な答弁を要求するものであります。

周知のように、憲法第二十八條は、労働者の団結権、団体交渉権及びその他の団体行動の権利を明記しております。ストライキの権利こそ、言論・出版・結社の自由とともに侵すことのできない権利であるとともに、労働者の統一闘争を違法呼ばわりし、これに弾圧をもつて挑戦しようとしていることについてであります。

このことは、政府・与党である自由民主党が、二

ところが、政府並びに自民党は、國際的にも広く認められ、いまや常識とさえなっている正当な要求のための当然の権利行使を違法ストと非難し、ストが行なわれた場合には厳正に対処する、強圧的態度をもつて臨んでおります。

政府・自民党が、そのただ一つの根拠となるのは、言うまでもなく、公労法第十七条であります。そもそも、この公共企業体等労働関係法なる法律は、一九四八年七月、アメリカ占領軍司令官マッカーサーの一片の書簡によつて、官公労働者のストライキ権が一方的に剝奪されたことによつて設けられたものであります。

このように、公労法それ自体がまさにアメリカ占領軍の遺物であり、憲法違反の法律なのであります。(拍手)

これをただ一つの口実に、二十五年間の長きにわたつて官公労働者のストライキ権を奪い続けてきたこと自体、歴代自民党内閣の対米従属の根深さと、反民主主義的性格を端的に示すものといわざるを得ないのであります。(拍手)

労働者には低賃金、低生活水準、無権利を押しつけ、その結果生まれてくる当然の要求の解決には誠意ある態度を示さず、一方、労働者がみずからその要求を実現するためのストライキを違法とちめつけ、これを虐殺しようとしていることは、まさにファシズム的やり方といわなければなりません。(拍手)

私は、憲法の規定に従つて、当然の権利である公務員、公共企業体労働者のストライキの保障を強く要求するものでありますが、田中総理並びに閣僚の明確な答弁を要求するものであります。

物価値上げの原因が政府・自民党の政策にあることは、もはや隠れもない事実であり、国民の多数が怒りをもつてそれを指摘し、批判をしておるのであります。(拍手)みずから責任をこなせない労働者の責任にななりつけようとするこのような態度は、まさに天に向かつてつばするものだといわざるを得ないのであります。(拍手)

さらに見のがせないことは、わが党議員團の調査によつて明らかにされている状況によつても、自民党の主張するように、國鉄労働者のストライキに反対する一般乗客ではなく、明らかに一般乗客とは区別される、ごく一部の集団によつて、計画的に行なわれた疑いがきわめて濃厚であるとい

うことであります。(拍手)

また、二十四日午後九時四十分から十時にかけて、国電山手線高田馬場駅で電車が停車中、「この駅には駅長も運転手もだれもいない。幾ら待ついても電車は動かないから、皆さん線路伝いに歩きましょう」というにせの放送が二回以上行なわれたこと、多くの人たちによつて確認をされているところであります。

また、当日午後八時五十分、国鉄当局は、上野駅での混乱の発生を理由に、通知運転に切りかえの指令を出しましたが、この結果、その間に全体的にスムーズに動いていた山手線が、十分後にほとんどとまつてしまつといふ事態になりました。この場合の国鉄当局の処置がはたして適切であつたと言えるかどうか。もつと事態を正確かつ総合的に把握をして、慎重に対処すべきではないか。連輸大臣はじめ関係閣僚、あなた方は、これらも起り得ると考えないか。事実を直ちに調査しているのか。一部の分子による挑発行動ということも起り得ると見えないか。事件の真実をすみやかに明らかにすべきだと、責任ある答弁を求めるものであります。

(拍手)

最後に、私は、今日の事態を正しく解決する道は、何よりも、次のことを田中内閣及び国鉄当局が実行する以外にないと考るるものであります。それは、まず第一に、政府・自民党の反労働者的态度を改め、労働者と労働組合の切実な要求に、誠意をもつてこたえることであります。(拍手) 第二是、憲法二十八条に明記された基本的権利であるストライキ権を、労働者と労働組合に正しく保障することであります。(拍手) 第三是、労働者と労働組合に対する一切の弾圧政策を直ちに中止することであります。この問題にこたえるかいなか、これが問題の核

心であります。この解決に真剣に努力しない限

り、問題の根本的な解決は、決してあり得ないことを重ねて強調しておきたいと思うのであります。(拍手)

私は、以上の点を重ねて強調し、田中總理の責任ある答弁を強く要求し、質問を終わるものであります。(拍手)

【内閣總理大臣田中角栄君登壇】  
○内閣總理大臣(田中角栄君) 津金佑近君にお答えをいたします。

さりますが、政府としましては、労働者の福祉向上のため、積極的に努力をいたしておるところであります。国民経済の発展に応じて、賃金、労働条件が全体として改善されいくことが望ましいと考えておるのであります。

しかししながら、具体的な問題については、本来、労使の自主的な話し合いによってきめらるべきものであり、これによつて解決することが困難な場合には、労働委員会の調整によつて、平和的に解決をせらるべきものなのであります。

政府としましては、公企体等における経済問題については最大限の努力をしており、二十三日に公企体の主導的話し合いを行なつたわけですが、その結果は誠意を尽くした有難回答を行なつたわけですがございましたが、先ほどお答えをしましたところと認めるときは、厳正な態度で対処してまいりたと考ります。(拍手)

それから、二十四日の暴動状態についての発言がございましたが、先ほどお答えをしましたところと認めるところと、今回の國鐵の順法闘争に基づく一連の事件について、目下警察において捜査中でござります。

しかし、いままでの報告によりますと、順法闘争による列車ダイヤの混乱に対する一般乗客のふんまんが爆発したものと考えられるのであります。この国民のふんまんを、一部分子の扇動だと考へないといふことは、善良な国民を侮辱するものではないかと考えるのであります。(拍手) 念のために、私の感想を申し述べておきます。

なお、問題の根本的解決策につきましては、先ちゃんとした制度の結論を得たないで、どうして、

なお、労働権 자체の問題についての御質問がございましたから申し上げますと、労働者の労働基

本権は憲法の保障するところであり、政府としては、今後ともこれらの基本権を尊重してまいることは言うまでもありません。しかし、労働基本権といえども絶対的なものではなく、国民生活全体の利益を確保する要請から、制約を受けるものであります。特に公務員等については、その担当する職務や地位の特殊性に応じて、法律により制約が設けられておることは、言うまでもないことであります。

四月二十五日に、最高裁が官公労働者の労働基本権の制約と刑事罰との関係について、明確な判断を示す判決を言い渡したのであります。その内容は適切なものと評価をいたしておりますのであります。

もとより、今回の判決が出たからといいまして、政府がにわかにこれら官公労働者の争議行為を抑止するようなどとは、全く考えておりません。しかし、現行法上看過し得ない悪質重大犯罪を抑止するようなことは、全く考えておりません。

そこで、政府がにわかにこれら官公労働者の争議行為を抑止するようなどとは、全く考えておりません。しかし、現行法上看過し得ない悪質重大犯罪を抑止するようなどとは、全く考えておりません。

それから、二十四日の暴動状態についての発言がございましたが、先ほどお答えをしましたところと認めるところと、今回の國鐵の順法闘争に基づく一連の事件について、目下警察において捜査中でござります。

国鉄のその当時とった処置がよかつたかといふことはもう間々申し上げておりますとおり、公務員制度審議会において審議中なのでございますから、官公労のスト権の問題については、これから、官公労のスト権の問題については、

これはもう間々申し上げておりますとおり、公務員制度審議会において審議中なのでございますから、これを待つべきであります。この第三者のもつてないといふことは、民主制度を否定する

(拍手)

【国務大臣新谷寅三郎君登壇】

○国務大臣(新谷寅三郎君) 私に対する御質疑

は、国鉄労組の要求を受け入れる用意があるか

といふことが第一点だつたと思いますが、国鉄労

組の経済的な要求につきましては、先ほども申し上げましたように、国鉄の高い公共性、社会的な

責任を認識いたしておりまして、国鉄当局が、財

政状況が非常に悪いにかかわらず、御承知のよう

に、七年ぶりに有難回答に踏み切るなどの誠意を示して交渉に当たつておるのであります。私も

以後とも、公労委の結論が出ました場合には、誠意をもってこれが実現に努力をするつもりであります。

だいま總理からお述べになつたとおりであります。

それで法律の定めるところによつて処理せらるべきものと考えます。

昨日の事件についてのお尋ねでございますが、私も、總理がいまお述べになりましたように、國民の立場を無視した違法な争議行為の連続に対し

ます。国民のうつせきした不満が爆発したことによるものと考えるのであります。公安委員長

の報告のように、他にこれの誘因はなかつたと思

います。國鐵の調査によりましても同様でござい

(拍手)

【国務大臣江崎真澄君登壇】

○国務大臣(江崎真澄君) お答えを申し上げま

す。

力いたしました。

国鉄は事件の発生とともに、代替バスの輸送の

この紛糾を最小限度にとどめるためにあらゆる努

めたのであります。その措置は適当であったと

考えておる次第でござります。(拍手)

【国務大臣江崎真澄君登壇】

お答えを申し上げま

警察では銃意図下検査中であります。現在までの検査では、右翼その他特定のグループが計画的にやつた、こういう形跡は、御指摘もありました。全然認められない。特に逮捕された者の中にも、政治的なグループ、そういう色彩を持つた者はないという報告を受けておるのであります。これは先ほど申し上げましたように、やはりダイヤの混戦に対する一般乗客のふんまんが爆発したものであるという見解が強いことを重ねて申し上げておきます。

なお、この重大性にかんがみまして、本件についてはあらゆる角度から慎重に検討をして、厳正な検査を継続して、結論を得ました時は、真相を明らかにいたしてまいる予定であります。(拍手)

○國務大臣(加藤常太郎君) 総理からもう十分話しましたので、重複いたしますので省略いたします。

經濟問題に対しましては、もう政府は經濟の成長に見合っていることは考えております。また、今回のいろいろな公共企業体の經濟問題についても、先ほど総理から申し上げましたとおり、最大限の努力をいたしております。そして公労委にこれが移っております。どうかしばらくのごしんばうを願いたいと思います。

また、ストップの問題であります。もうこれはしばしば申し上げたとおり、公制審の結果待ち。そして公制審に対してわれわれが圧力とかそういうようなことはしておりません。どうか御信頼願つて、公制審の結論を待つていろいろ対処いたしたいと思います。

先ほど、かような事態が起つたのは政府の責任だと言つたが、これは政府の責任であります。やはり何といつても法治国家の国民でありますから、國民の一部である組合も、やはり法治国家の國民として違法ストップをやめたら、これはもう簡単に解決いたします。どうか理解ある行動をとられ

ることを心から望みます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 次に、沖本泰幸君提出、交通ゼネストに関する緊急質問を許可いたします。沖本泰幸君。

〔沖本泰幸君登壇〕

○沖本泰幸君 私は、公明党を代表いたしまして、あくまで予定されておりましたゼネストを回避することについて、總理並びに関係各大臣に緊急質問をいたします。(拍手)

二十四日の夜、首都圏の主要駅で発生した混戦状態は、直接その状態の中にいた人とそうでない人とを問わず、先ほどからの論争はありますが、私は、自民党政府の失政に対する庶民の気持ちを端的に表明したものであると考えるものであります。(拍手)

したがいまして、われわれはこのことを重大に考へ、政治に携わる者の立場から事態を認識しなければならないであります。

総理並びに閣僚は、政府に集まつた情報により実情を把握し、また、各紙の報道等によつて事態を分析されているとは思いますが、乗客や群衆は一体何をおこつて駅や電車を破壊し、ごく少数ではあるが放火、略奪までやつたかを、深刻に考えなければならぬと考えるのであります。

都内の各駅で取材に当たつたマスコミの記者は、騒動の中で思つたこと、感じたことを率直に報道しております。新宿駅の地下構内では、こわせるものはみなこわされて、以前の過激派学生による新宿騒動事件のとき以上の状態であり、しかも略奪さえ行なわれ、上野駅でもほぼ同じようでありました。

これらを通して言つてることは、群衆は、ごく少數の行動派、その中の多くはほろ酔いの若い男性で、ときには若い女性もいた。この行動を支援する一群と、さらに声なき群衆の中年のサラリーマンなど多数の人たちが、これを黙つて見守つて、いる。これは足を奪われて閉じ込められ

た駅構内という社会で、暴發した怒りの渦の中での現代社会人の種々相をあらわしていると思うのであります。

この順法闘争下において発生した、駅構内という限られた社会の混戦状態が拡大された場合にどうなるか、これは國民のひとしく感じた率直な恐怖であります。ただ、連日の通勤電車に押し込まれ、順法闘争でいらっしゃせられただけではない。超過密都市東京を働く場所として、通勤、住宅、物価、公害等々、息詰まる思いの生活の中で押えてきた不満といらいらした気持ちが、きつかけさえあればいつでも爆發する、その爆發が現実に状態は、直接その状態の中にいた人とそうでない人とを問わず、先ほどからの論争はありますが、私は、自民党政府の失政に対する庶民の気持ちを端的に表明したものであると考えるものであります。(拍手)

したがいまして、われわれはこのことを重大に考へ、政治に携わる者の立場から事態を認識しなければならないであります。

総理並びに閣僚は、政府に集まつた情報により実情を把握し、また、各紙の報道等によつて事態を分析されているとは思いますが、乗客や群衆は、ネルギーを目の前に見た不気味さを語つておられます。(発言する者あり)新聞記者が言つているんだ、騒ぎを見て、現代の社会に住む人間の異常さを見る思ひがした。民衆の怨念とえたいの知れないエネルギーを目の前に見た不気味さを語つておられます。(発言する者あり)新聞記者が言つているんだ、これらは、混戦状態に身を置いて、冷静に率直に話し合つた記者のなまなましい声であります。が、その結論は政治への不信と怒りであり、その火種まで掘り下げねば、今後の事態の解決の糸口はつかめないと思うのであります。(拍手)

これらは、混戦状態に身を置いて、冷静に率直に話し合つた記者のなまなましい声であります。が、その結論は政治への不信と怒りであり、その火種まで掘り下げねば、今後の事態の解決の糸口はつかめないと思うのであります。(拍手)

國民の怒りは、物価高、土地をはじめ生活物資の買占めなどの投機、重税、公害、交通渋滞など、國民生活への圧迫を加えた政府の大企業優先、國民大衆犠牲の政策に対する激しい不満にその淵源があり、これが國鉄の不正常状態を契機として起つたというべきであります。(拍手)

まず、田中總理にお聞きいたしますが、あなたは政治の最高責任者として、首都東京という超密社会のメカニズムの中で働く平凡な市民が、國鉄順法闘争をきっかけにして起こつた悪夢のような混戦状態、むしろ起つて起つたこの事件に対し、どのように責任を感じておられるか、あわせてお答え願いたいのであります。

もしく、總理がこの判決をたてにとつて、官公労働者のストップをどこまでも押し通すならば、今回のゼネストはとうてい回避することはできませんし、正常な労使関係は生まれないと思うのであります。あるいは、あくまで政治権力をもつて事態を解決しようとするならば、労使間の対立と混戦は助長されると考えざるを得ないのであります。

この事件の翌日の昨二十五日未、國民は眞剣に政府の態度を見詰めています。この深刻な憂慮

春闘の背景や本質を見ますときに、日本経済発展の陰に犠牲にされた、劣悪な労働条件、年金や健保など社会保障制度の貧困さ、さらには、国民生活の場所に吹き出しておる公害、物価及び住宅不足など、不十分な社会環境の中で献身的に働く労働者によって築かれたものであり、この過酷な労働条件が、生産性を向上せしめ、大企業を太らせ、日本経済をささえてきたのであります。

また、日本の資本は、社会保障における資本側分担額はきわめて低い上に、労働災害対策費が少ないなど、間接的労働コストも低く、さらに加えて、公害防除に費用をかけず、公害をたれ流しておられます。それにもかかわらず、政府、大企業は、生産性の向上をうたい文句に労働者を酷使しておるのであります。労働者、国民大衆は、生活を切り詰め、貯蓄を増強させる異常なまでの勤勉さを強要されながら、かえつて衣食住全般にわたり貧困をいられ、物価の上昇する中で、交通難や公害の激化で生存の権利すら脅かされている現状であります。

そういうことのために、社会福祉をやりますと、総理はやつと言いたいのです。政府は、これらのいわば反民主主義、非人間的な土壌の上に立つて、反福祉政策を強行しようとしているのであります。

こうした認識に立てば、春闘七三年の要求事項である官公労働者の労働基本権を認め、政府の物価政策の破綻、労働政策の失政を補うための実質賃金の大額引き上げや労働時間の短縮、生活できる年金の確保、こういうような要求は当然であります。

かつて、ケネディ大統領は、鉄鋼ストによる国民生活の危機があつたときに、みずから率先して労働組合と話し合い、国民生活の危機を訴えて事態を解決したことがあります。

今日の事態は、すでに労使間の紛争の段階をこ

えて、国民生活の危機、社会的荒廃の危機へ進む可能性を持つていると判断をすべきであります。私は総理に対し、みずから先頭に立つて労組側と話合い、誠意を尽くして、ゼネストを回避するために全力を尽くせよと強く要求いたします。

(拍手)

田中総理とのトップ会談も、結論的に言いますれば、政治的要請、すなわちスト権と処分問題について、総理の前向きの判断を要求していると理解すべきであります。この話し合いの余地のある現時点において政府がとるべき態度は、違法な政治ストをただ一つのよりどころとして、国民生活の実情から目をそむけた、権力的な傲慢な硬直姿勢であつてはならないと思うのであります。(拍手)ゼネスト回避は国民的な要求であります。

一貫して、総理の姿勢と決断にあることを私は訴えたいわけであります。現状は、かかって総理の姿勢と決断にあることを私は訴えたいわけであります。だから、きょうの本会議があつたのです。

いまこそ総理は、率先してトップ会談を開いて、みずから共通の場を掘り起こして、事態を收拾すべきであります。

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 沖本泰幸君にお答えをいたします。

まず第一に、四月二十四日の事件についてでございますが、わが国の国有鉄道といふものは、定期運行で安全であるという点で、世界最高の企業として、長く、高く評価をせられてまいりましたけれどござります。国民の国鉄に対する評価も、これと同じように、定時で安全であるといふ評価になります。

さて、長く、高く評価をせられてまいつたわけ

ではありません。しかし、その大半の責任といふものは、ストライキをやつておる人が負つてもらわなければなりません。政府がほんとうに責任ありとするのは、運賃改正法でも、もつと早く通していただけであります。もっと労働者の要求に応じられるようになる努力に欠けたということに対しては、はなはだ遺憾かもわかりませんが、その他の問題は、順法の名において行なう違法ストの当事者が非難をされることは当然のことだと思います。

また、勤労者の労働基本権の問題につきましては、先ほど申し上げましたとおり、憲法の保障するところであります。政府としては、今後これら

の基本権を尊重してまいることは当然でございます。

しかし、労働基本権といふのも絶対的なものでなく、国民生活全体の利益を確保する要請から

意味で、今度のストライキは、過去のストライキよりもきびしく国民に批判をされておるといふことは、われわれは真に認識しなければならないことだと思います。(拍手)

このような事態は、真に遺憾なことでございまして、政府は、このようなことが起こらないよう

に、また、その前提であるストを避けるために、最大の努力をしてきたわけでございます。その意味で、去年も、法律が通らなければ仲裁裁定はできませんと国会に言つておつたにもかかわらず、しかし、何とかしていろいろことで、誠意をもつて仲裁の実施をしたわけでございます。

今度も、国鉄運賃法がまだ審議中であるにもかかわらず、有線回答をしておるのでございます。

しかも、有線回答が少ないので、公労委の場もあるわけであります。その上また、裁定もあるわけでございます。そういう問題に対して政府も国鉄当局も誠意をもつてこたえます、こういう姿勢で出ておるにもかかわらず、なぜ違法のストに訴えなければならないであります。

(拍手)

それは、政府にも全然責任ないとは考えておりません。しかし、その大半の責任といふものは、ストライキをやつておる人が負つてもらわなければなりません。政府がほんとうに責任ありとするのは、運賃改正法でも、もつと早く通していただけであります。もっと労働者の要求に応じられるようになる努力に欠けたということに対しては、はなはだ遺憾かもわかりませんが、その他の問題は、順法の名において行なう違法ストの当事者が非難をされることは当然のことだと思います。

ただ一つ申し上げたいことは、そういうことでござりますから、私は、昨日も、組合の幹部の方々に来ていただきまして、るる私の心境を説明をし、自重を求めたのであります。いかなる運動でありますとも、国民を忘れた運動であつてはなりません。そういうことで、國鉄の、全体の国民からの信用を失ひますから自重してくださいといふことをする申し上げたのでございます。(拍手)

〔国務大臣新谷寅三郎君登壇〕

○国務大臣(新谷寅三郎君) ただいま総理がお答えいたしたいと考えます。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○国務大臣(新谷寅三郎君) お答えいたします。

總理からもういろいろお答えがありましたが、これに申しますが、労働省としては、福祉国家の実現のためには、生活の改善、福祉の向上、これは十分今後ともやる所存であります。やつており

ます。

いろいろ待遇の改善の問題であります。これ

は順序を踏んでおるのであります。やはり

経済が成長すると、賃金の向上、待遇の改善、こ

はもう政府も、先ほど總理から話があつたように、望んでおるのであります。そして、この賃金の問題は、御承知のように労使が十分話し合つて、相手方を信頼して、良識をもつて合理的に解決する、こうなつておるのであります。これができない場合には、いろいろ中勞委、公勞委があるのあります。それを一方ではやつておるのであります。それを一方ではやつておるのに、違法なストライキをやる、かようなことは私はどちらも納得いたしません。

ストライクの問題がありますが、これは関係組合においても冷静な態度で、どうか結論を待つていただきたいであります。先ほどから再々お答えいたしましたように、公制審で、公労使三者構成の審議会でやっております。そして、この結果を待つてひとつ対処いたしたいと思います。それから、組合側も冷静な態度でお待ちを願いたいのあります。(拍手)

## ○副議長(秋田大助君)

次に、塚本三郎君提出、国民生活を混乱させる違法ストライキに関する緊急質問を許可いたします。塚本三郎君。

○塚本三郎君 去る二十四日の春闘出発の夜は、首都圏で荒れに荒れて、予想され、おそれられていた乗客の怒りの爆発、それがとうとう火を吹いて山手線、京浜東北線沿いの主要駅に相次ぎ起ころ群衆の怒声、罵声、たたき破られる電車の窓、こづかれ逃げまど駅員、興奮しきった群衆は、駅の売店や地下のショーウィンドーを次々に襲つて品物を奪うなど、半ば暴徒と化し、あちらこちらで火を放ちながら、電車をよこせと叫んでおりまます。

やむことのない順法闘争に乗客の忍耐はついに限界を突き破つたのか、史上空前のゼネストを控えた春闘は、幕明け初日の夜から激動の暗黒を予告いたしております。

二十四日午後十時半ごろ、新宿駅西口の料金精算所を襲つた群衆は、駅員を追つ払い、ガラス窓をたたき割り、ロッカーや机をひっくり返し、定期券や切符を、血に飢えたけもののようにさがしおる。地下街のショーウィンドーのガラスや電車の発車時刻を書いたプラスチックの板も、あとかたもとどめぬほどで、よし、これをこわせと、十人余りが地方物産即売店を襲い、とびらをたたき破る。そのかたわらで、サラリーマン風の一、三人が、コーラの自動販売機を横倒しにし、コーラを引き出そらとする。どの頗も善良そうな市民である。

群衆心理とはこんなにもおそろしいものだらうか。二百人余りの機動隊は、約五千人の暴徒化した乗客に圧倒され、西口派出所を守るのが精一ぱいであった。

これは、昨日朝刊の記事の一部であります。差し迫つた交通ゼネストの二十七日を前にして、動かない国電、動かなくなる国鉄に対する民衆の怒りが暴徒と化したこと、疑う余地がありません。(拍手)

わが民社党は、このことあるを危惧し、再三にわたつて、政府にこれが善処方を具体的に申し入れてまいつたことは、總理並びに運輸大臣も御承知のはずであります。にもかかわらず、その危険を回避することができず、今回の暴動を招き、さらには明日の違法ゼネストを迎える最悪の事態に直面したことは、まことに遺憾といわなければなりません。(拍手)

私は、この機会に、民社党を代表して、これらを事前に中止させる手だてがあるのかどうか、政府の確たる所信のはどをお伺いいたします。

質問の第二は、去る二十四日夜のすさまじい破壊力は、一体何に向かっているとお思いでありますか。

当面は、何でもござれ、慎いのは国鉄であり、國労であり、勤労であつたといたしまして、この種の怒りは、この日だけのものと受け取つてはならないと信します。連日、満員電車にしつらみが重なつていて見なければなりません。

質問の第一点は、すでにひんぱんに行なわれてゐるいわゆる順法闘争なる行為についてであります。

政府は、これを違法ストだとしばしば言明し、そのためには、必ずしも政府の所信をたださなければなりません。(拍手)

私は、この機會に、民社党を代表して、これらを調査のため、職場の管理能力までも失わしめ、ひより見い態度で国鉄の将来の方向を誤らしめた国鉄当局の無責任体制が、いわゆる順法闘争を助長させてきました。職場の運営が、いかんぞ好戦的集団に迎合して、そのの断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

よつて、この際、国鉄経営陣の人心一新の時期と考え、国鉄最高首脳の責任を明らかにすべきだと思ひます。民衆のえたいの知れないエネル

ギーをさらにさらに蓄積されたものと見なければなりません。

およそ法治国家においては、相手方を違法と断定する以上は、確定の法の裏づけと、それを守らせる強制力の発動がなければなりません。(拍手)

さらにも、それ以上に、現行法律によって守られている国民大衆が違法によつて受ける損害を防止するために、被害者の立場に立つて事態を解決する姿勢がなければならぬことは、当然過ぎる事柄であります。(拍手)

しかし、政府の国鉄に対する態度は、およそ法治国家としてはまことに恥ずかしい限りであります。優柔不断であり、あいまいであり、その上、これを解消する見通しがいつ、どこで爆発するのかのいら立ちと不信感がいつ、どこで爆発する飽和状態になつていることを知らなければなりません。(拍手)

一体、政府は、この順法闘争なるサボタージュを事前に中止させる手だてがあるのかどうか、政府の確たる所信のはどをお伺いいたします。

質問の第三は、国民の財産である国鉄を私物化して、これを闘争の具に供し、年間の三分の一は順法闘争と称するサボタージュや違法ストに終始している國労、特に勤労の不法行為への政府当局の対処のしかたについてであります。

一昨年来の生産性教育の挫折から、それら労組の暴走を放任し、一部暴力集団の狂氣のよくなれども、この種の怒りは、この日だけのものと受け取つてはならないと信します。連日、満員電車にしつらみが重なつていて見なければなりません。

私は、この機会に、民社党を代表して、これもまた、この種の怒りは、この日だけのものと受け取つてはならないと信します。連日、満員電車にしつらみが重なつていて見なければなりません。

私は、この機会に、民社党を代表して、これもまた、この種の怒りは、この日だけのものと受け取つてはならないと信します。連日、満員電車にしつらみが重なつていて見なければなりません。

私は、この機会に、民社党を代表して、これもまた、この種の怒りは、この日だけのものと受け取つてはならないと信します。連日、満員電車にしつらみが重なつていて見なければなりません。

私は、この機会に、民社党を代表して、これもまた、この種の怒りは、この日だけのものと受け取つてはならないと信します。連日、満員電車にしつらみが重なつていて見なければなりません。

私は、この機会に、民社党を代表して、これもまた、この種の怒りは、この日だけのものと受け取つてはならないと信します。連日、満員電車にしつらみが重なつていて見なければなりません。

私は、この機会に、民社党を代表して、これもまた、この種の怒りは、この日だけのものと受け取つてはならないと信します。連日、満員電車にしつらみが重なつていて見なければなりません。

私は、この機会に、民社党を代表して、これもまた、この種の怒りは、この日だけのものと受け取つてはならないと信します。連日、満員電車にしつらみが重なつていて見なければなりません。

ギーが、怨念という怒りをたくわえて交通一揆となりつつあります。

事件は、すべてこれで終わつたわけではありません。二十四日の事件は、上尾駅事件にさらにスケールを拡大され、さらに、国民の不満のエネルギーをさらにさらに蓄積されたものと見なければなりません。

およそ法治国家においては、相手方を違法と断定する以上は、確定の法の裏づけと、それを守らせる強制力の発動がなければなりません。(拍手)

さらにも、それ以上に、現行法律によって守られている国民大衆が違法によつて受ける損害を防止するために、被害者の立場に立つて事態を解決する姿勢がなければならぬことは、當然過ぎる事柄であります。(拍手)

しかし、政府の国鉄に対する態度は、およそ法治国家としてはまことに恥ずかしい限りであります。優柔不断であり、あいまいであります。その上、これを解消する見通しがいつ、どこで爆発するのかのいら立ちと不信感がいつ、どこで爆発する飽和状態になつていることを知らなければなりません。(拍手)

私は、この機会に、民社党を代表して、これもまた、この種の怒りは、この日だけのものと受け取つてはならないと信します。連日、満員電車にしつらみが重なつていて見なければなりません。

昭和四十八年四月二十六日

衆議院会議録第二十号 国民生活を混乱させる違法ストライキに関する塚本三郎君の緊急質問

八五

を解決するため労働大臣などが労組と会見して、国政や法秩序を飛び越えて、当面を翻塗するがごとき優柔不断な解決策を改め、正は正邪は邪と明確に区分をなし、信賞必罰の精神をもって、法秩序の確立に全力を尽くすべきが当然でありますよう。(拍手)

権の規制については、これを最小限にとどめ、官公労働者が持つ不信感を一掃することがすべての前提でなければなりません。

わが国における公務員法、公労法上における労働基本権の制約の度合いは、西欧諸国の水準に比べ、またILOの国際的水準に比べても、下回って

つ、憲法違反のそりは、最高裁を通じ憲法立法審査権で争うべきものとわが党は主張いたしました。す。(拍手)それが議会制民主主義を貫く真の革新の道であり、労働者に味方をする親切でもあると信ずるからであります。(拍手)

て、良識を持つべきであります。政府としましては、関係労組に対し、再三にわたり争議行為の中止を申し入れたところでございますが、これが聞き入れられなかつたことはまさに遺憾であり、法に照らして厳正な措置がとられるものと考えておるのであります。

国鉄労働者の中には、民主的労働運動の発展を通じ、国民のための国鉄再建を念願しているまじめな労働者や管理職がたくさんいることを忘れて

ていることは否定できません。近代国家たるわが國の労働基本権が、国際水準を確保することは当然といわなければなりません。

進し、公務員・公共企業体職員の要求に沿うよう積極的に働きかけることを要求いたします。

先ほどから申し上げておりますが、二つの問題があり、経済行為に対しても誠意をもって対処しておるのであります。なおこれからも対処をする

はなりません。(拍手)それまじめが労働者は左翼労働運動のたび重なる暴行、脅迫、いやがらせに耐え忍び、悪法といえども法は法としてこれを順守し、銳意国鉄再建のために努力を続けておられます。その諸君までが、一昨日のこととき高する国民からは、同じ国鉄労働者として批判され、のしられるという事態に立ち至つております。政府は、これらはじめた労働組合運動と、違法を承知しつつあえて国法に挑戦する不当な労働運動との取り扱いについて、どう区別し、対応していくかれるおつもりか、明確なる答弁を求めるものであります。(拍手)

労働基本権の拡大は、むだおかず公共の福利を阻害することになるとする政府の判断は、誤つておるといわなければなりません。それは、労働運動の現状と相対的関係において判断すべきものであります。労働基本権の行使は、国民世論の支持なくしては有効に行使し得ないものであり、公共の福祉はこの面で十分にカバーされるものと考えらざるものであります。

最後に、今回行なわれんとしているゼネストは、交通関係のほか、日教組、全林野、全通なども参加し、ベースアップのみならず、政治的要求から公務員のスト権回復をも目的としている模様

質問の第五は、おもろく官公学傳關係における正しい秩序の確立は、國民全体の利益擁護と、官公労働運動の正常な發展の双方にとって欠くことのできない重要課題であります。

わが民政党は、公務員のスト権回復及び労働基準法の拡大について、以上の見解を述べて賛成の意を表し、それが決して公共の福祉に反しないといふ論拠と限界をも明らかにしてまいりま

的に改正し、官公労働関係の正しい秩序を制度的に確立することが絶対に必要だと考えるものであります。

た。しかし、だからといって、現行法律に違反し、挑戦する違法ストには、断じてくみするわけにはまいりません。(拍手)悪法もまた法なりとの

されば、現行の公務員法並びに公労法は、公共者の福祉を強調するあまり、必要以上にこれら労働者の労働的基本権を規制する結果となり、ために官公労働者は法そのものに対し不信感を抱き、順法の精神を欠く結果となっております。同時に、この法に対する不信の態度が政府当局に対する不信心となつてあらわれ、労使の円滑なる話し合い及び解決の基盤がそこなわれているものと目なければならないなりません。したがいまして、労働基本法

精神は、現行法律によって生きており、かつ、實に  
いておる數知れない大衆の利益を守ることが公務員  
としての責任であるからであります。（拍手）  
たゞ、これを破壊することによって犠牲を受け  
人々を見捨てるわけにはまいらないからでありま  
す。

あえて申し上げます。労働者の権利を狹めて、  
る公務員法並びに公労法は、良識あるわれら国会  
議員の手で法改正を行なうべきものであり、

○内閣総理大臣（田中角栄君） 塚本三郎君にお答  
えを以て、内閣総理大臣田中角栄君登壇

力の勢力をいたしておらず、にもかかわらず、闘争を統べ、政治目的を有する違法ストを行なうことは、国民の生活権を奪うことになるだけではなく、民主主義体制そのものに対する挑戦でもあります。スト権を奪うとか奪わないとかいうこと

違法ストを直ちに中止せよといふ問題でございまして、今後も二つ三つはござるが、

大の夢大をいたしておらず、にもかかわらず、闘争を統一、政治目的を有する違法ストを行なうことは、国民の生活権を奪うことになるだけではなく、民主主義体制そのものに対する挑戦でもあります。スト権を奪うとか奪わないとかいうではなく、民主主義政治そのものの大本に對する挑戦行為である。そら認めざるを得ないのであります。

ますか。公共企業体におきましては本来すへて争議行為が禁止をされており、これに反して違法的な争議行為を行なつた場合には、法に照らして如何分が行なわることは御承知のとおりございます。しかし、これを承認であえて違法ストを行なう者に対して、政府は、これを事前に強制的に止むをさせる有効な手段は持つておらないわけでございます。

法治国家の国民としては、現存する法律に不満がありましても、御指摘のとおり、これに従

（拍手）政府もこれを黙って見過ごすわけにはまいりません。

それは、そんなことを申し上げなくとも十分御理解いただけるとは思いますが、同じ公務員であつても、裁判官には政治活動の自由が禁止されておつたり、いろいろ一般国民とは別な制約がかかるのであります。憲法にも定めておるとおり、民間全体の利益を守るために、奉仕者である公務員といふものは、それ相当の制約を受けるのであります。同時に、官公労、三公社五現業といふ

のは、純民間的なものではないであります。公益企業であり、公共企業である。そこに職を奉するものが、一般労働者よりも限られた制限を受けることはやむを得ないわけでありまして、法律と制度の中で、お互いが理想達成に努力をしなければならぬことは、御指摘のとおりでございます。御発言に敬意を払います。(拍手)

第三は、国鉄の最高首脳部の責任についてでござりますが、国鉄における違法な争議行為に対する国民のふんまんが爆発して暴動事件が発生したこと、眞に遺憾であり、政府としても深くこの事態を憂慮しているところでございますが、現段階では、違法ストの回避に全力投射することが責任を果たすゆえんだと考えておるのでございます。最後に、正常な労使関係を一部の者が阻害をしておる問題に対してどうするかということございますが、正常な労使関係を暴力によつて阻害したり、職場で暴力行為が行なわれる等のことがあれば、政府は厳にこれを取り締まります。暴力の排除によつて、眞の理想的な労使関係が確立、育成せられるように努力を続けてまいることを明らかにいたしておきたいと思います。

(拍手)

【國務大臣新谷寅三郎君登壇】

○國務大臣(新谷寅三郎君) 違法な争議行為に対しましての質問につきましては、ただいま総理から非常に詳細に御答弁になりました。これに加えることはございません。

私も、法秩序を守りますために、違法な争議行為に対しましては、特に厳正な態度をもつて措置すべきものであると考えております。

国鉄の経営陣についての問題でございますが、ただいま総理からも所信を申し上げられましたが、このほか私は、国鉄における労使間の問題では、いま非常に数多くの問題が残されておりました。これらは、先ほども申し上げましたが、労使がもつとぶんからお互いに意見を出し合つて、そうしてこういった事態にな

る前に、真剣にこれらの問題の解決に不斷の努力を払うことが非常に必要であると考えます。経営陣も、国鉄の重大な使命に徹しまして、これに対するような体制を整えるように指導をしてまいります。國務大臣坪川信三君登壇】お答えいたします。

○國務大臣(坪川信三君) お答えいたします。本日は、これにて散会いたします。

午後六時一分散会

ところであります。

以上。(拍手)

【國務大臣坪川信三郎君登壇】

○國務大臣(加藤常太郎君) 総理から大略、もう全般話がありましたので、私は簡潔に補足の答弁をいたします。

憲法二十八条が保障する労働基本権、この基本権に沿つてストをやる、かようなことは、もうこれがもつてのほかであります。いろいろの法律で判然と禁止いたしております。ところが、そのストをいろいろ計画する。また順法闘争といふ名前、名前は順法、これは国民がたまりません。そしてストよりはこれは悪質であります。國民に対する迷惑は、これはたいへんなものであります。さような意味で、どうしても公労法十七条は公共企業体の職員の地位の特殊性と職務の公益性から、これら職員の争議行為を禁止しているところであります。この公労法十七条が憲法二十八条に違反しないものであることは、すでに最高裁判所の判決においても明らかであるところであります。

以上。(拍手)

【國務大臣江崎真澄君登壇】

○國務大臣(江崎真澄君) 塚本さん御心配のように、一部の、ためにする者が組織的、計画的に一般乗客のふんまんを利用して政治的な暴力的破壊行動、これを計画することは、これはやはり考えておかなければならぬ重要な御指摘だと思います。

そこで、警察といたしましては、十分それらを考慮に入れて、警戒体制をもつて臨みますると同時に、厳正な取り締まりを行ない、治安の確保に万全を期してまいり所存であります。(拍手)

議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

よつて、動議のとく決しました。

本日は、これにて散会いたしました。

### 出席國務大臣

内閣總理大臣 田中 角栄君

文部大臣 奥野 誠亮君

農林大臣 櫻内 義雄君

通商産業大臣 中曾根康弘君

運輸大臣 久野 忠治君

郵政大臣 加藤常太郎君

建設大臣 金丸 信君

自治大臣 江崎 真澄君

労働大臣 小坂善太郎君

國務大臣 坪川 信三君

### 出席政府委員

内閣法制局長官 吉國 一郎君

總理府人事局長 皆川 迪夫君

運輸大臣官房審議官 原田昇左右君

運輸省鉄道監督局長 秋富 公正君

労働省労政局長 石黒 拓實君

### ○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十五日、參議院議長から、次の法律の公

布を奏上した旨の通知書を受領した。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律

法律

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律

入場税法の一部を改正する法律

物品税法の一部を改正する法律

昭和四十八年四月二十六日

衆議院会議録第三十号

朗読を省略した議長の報告

八六〇

## 文教委員

辞任

上田

茂行君

高見

三郎君

佐々木

秀世君

高見

三郎君

佐々木

秀世君

中尾

弘海君

吉永

治市君

小山

長規君

吉永

治市君

中尾

弘海君

高見

三郎君

佐々木

秀世君

高見

三郎君

(議案付託)

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

借地法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十名提出、衆法第一七号)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(青柳盛雄君外一名提出、衆法第一七号)

地方税法の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案

公害対策並びに環境保全特別委員会の一部を改正する法律案(青柳盛雄君外一名提出)

國が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十名提出)

一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

一、去る二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

借地法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

入場税法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案

一、去る二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案

一、去る二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方税法の一部を改正する法律案

(緊急質問提出)
一、今三十六日、提出した緊急質問は次のとおりである。
国民生活を破壊する違法ストライキの回避に関する緊急質問(山中貞則君提出)
春闘に関する緊急質問(角屋堅次郎君提出)
国民生活の擁護とストライク回復に関する緊急質問(津金佑近君提出)
交通ゼネストに関する緊急質問(沖本泰幸君提出)
国民生活を混乱させる違法ストライキに関する緊急質問(塚本三郎君提出)

二、中小企業信用保険法の一部を改正する法律(内閣提出)に関する報告書
一、議案の要旨及び目的
本案は、中小企業をとりまく最近の諸情勢に対処して、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図るうとするもので、その主な内容は次のとおりである。
1 付保限度額の引上げ
(1) 普通保険の保険金額の限度額を二千五百万円から三千五百萬円に(組合の場合は五千萬円から七千万円)に引き上げる。
(2) 特別小口保険の保険金額の限度額を八十万円から百万元に引き上げる。
2 公害防止保険のてん補率の引上げ
公害防止保険のてん補率を七十パーセントから八十九パーセントに引き上げる。
3 施行期日
この法律は、公布の日から施行する。
4 公害防止保険、特別小口保険及び普通保険に係る経過措置
(1) この法律の施行前に成立している公害防止保険契約については、なお従前の例による。
(2) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五十三号)による改正

三、本案件施行に要する経費
昭和四十八年度一般会計予算に、中小企業信用保険公庫への出資金として、百五十億円(融資基金百億円、保険準備基金五十億円)が計上され、また、昭和四十八年度政府関係機関予算総則において、中小企業信用保険公庫の保険金額の総額は二兆七千五百円と定められている。右報告する。
昭和四十八年四月二十五日
衆議院議長 中村 梅吉殿

四、本法施行にあたり、次の事項について
案に対する附帯決議
〔別紙〕
中小企業信用保険法の一部を改正する法律
新たに認定を受けた中小企業者の経営の安定又は事業の転換に必要な資金に係る中小企業信用保険法の無担保保険については、輸出中小企業関連保証の特例を改め、付保限度額を別わく四百五十万円とする。
なお、現行法における輸出中小企業関連保

証の特例は次のとおりである。

- (1) 付保限度額は、通常と同額で別わく。普通保険一千五百万円(組合五千万円)、無担保保険三百万円、特別小口保険八十万円。
- (2) てん補率は百分の八十。
- (3) 保険料の額は通常の三分の一。

適切な措置を講ずべきである。

一、中小企業金融の円滑化を図るために、無担保保険の付保限度額の引上げを検討すること。

二、各種保険の保険料率の引下げについてさらに検討するとともに、特に公害防止保険の保険料率の引下げを図ること。

三、信用保証協会の保証料率の引下げについて指導すること。

- 一、議案の要旨及び目的
- 本案は、本年二月十四日以降のわが国における外國為替相場の変動幅の制限の停止により、事業活動に支障を生じて輸出関連中小企業者に対して、その経営の安定と事業の転換の円滑化を図るために必要な措置を講じようとするものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
- なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。
- 二、本案件に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
- 改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
- 三、本案件施行に要する経費
- 昭和四十八年度一般会計予算に、中小企業信用保険公庫への出資金として、百五十億円(融資基金百億円、保険準備基金五十億円)が計上され、また、昭和四十八年度政府関係機関予算総則において、中小企業信用保険公庫の保険金額の総額は二兆七千五百円と定められている。右報告する。
- 昭和四十八年二月十四日以後の本邦における外國為替相場の変動幅の制限の停止その他のこれに準ずる国際経済上の調整措置により、事業活動に支障を生じて輸出中小企業者に必要な資金の賦課を、「本邦における外國為替相場の変動幅の制限の停止」に改める。
- 四、認定の改正
- 昭和四十八年二月十四日以後の本邦における外國為替相場の変動幅の制限の停止その他のこれに準ずる国際経済上の調整措置により、事業活動に支障を生じて輸出中小企業者に必要な資金の賦課を、「本邦における外國為替相場の変動幅の制限の停止」に改める。
- 五、経過措置
- この改正法律の施行の日から一年を経過した日以後においては、輸出中小企業関連保証は、認定中小企業者の経営の安定に必要な資金に係るものについては行なわず、事業の転換に必要な資金に係るものについてのみ行なうものとする。
- 六、経営安定資金に係る輸出中小企業関連保証の経過措置
- この改正法律の施行の日から一年を経過した日以後においては、輸出中小企業関連保証は、認定中小企業者の経営の安定に必要な資金に係るものについては行なわず、事業の転換に必要な資金に係るものについてのみ行なうものとする。
- 七、施行期日
- この法律は、公布の日から施行する。ただし、租税特別措置法の一部改正等に関する規定は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 八、旧認定中小企業者についての経過措置
- (1) 旧認定中小企業者であつて、改正前の法律により事業転換計画の認定を受けたものに関する設備近代化資金の償還期間の延長、輸出中小企業関連保証の特例、課税の特例等については、從前どおりの措置を講ず

る。

(2) 旧認定中小企業者であつて、改正前の法律により事業転換計画の認定を受けていないものに関する設備近代化資金の償還期間の延長については、従前どおりの措置を講じ、輸出中小企業関連保証の特例については、経営安定資金に係る保証の保険関係に限り、従前どおりの措置を講ずる。

(3) 旧認定中小企業者であつて、改正前の法

律による事業転換計画の認定を受けていないものが、この改正法律の施行の日以後に新認定を受けないで事業転換を行なう場合には、その者を新認定中小企業者とみなし、事業転換計画の認定、資金の確保、課税の特例等の規定を適用する。この場合、

右報告する。

昭和四十八年四月二十五日

衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第五条第一項中「同法第三条の二第一項中「保険

価額の合計額が」とあるのは「輸出中小企業関連保

証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の

保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、

同条第三項中「当該保証をした」とあるのは「輸出

中小企業関連保証及びその他の保証」として、それ

ぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるの

は「輸出中小企業関連保証及びその他の保証」と

に、当該債務者」とを「同法第三条の二第一項中

「保険価額の合計額が三百円」とあるのは「輸出

中小企業関連保証に係る保険関係の保険価額の合

計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額が

それぞれ四百五十万円及び三百万円」と、同条第

三項中「当該保証をした借入金の額が三百万円(当

該債務者)とあるのは輸出中小企業関連保証及び

その他の保証」として、当該保証をした借入金の額

がそれぞれ四百五十万円及び三百万円(輸出中小

企業関連保証及びその他の保証)とし、当該債務

者」と、「三百万円から」とあるのは「それぞれ四百

五十万円及び三百万円から」とに改める。

## 二 議案の修正議決理由

本案は、昭和四十八年二月十四日以降のわが国における外貨両替相場の変動幅の制限の停止により、輸出関連中小企業者の事業活動に支障を生じている実情にかんがみ、その経営の安定と事業転換の円滑化を図るために措置としておむね有効適切なものと認めるが、新たに認定を受けた中小企業者についての無担保保険に係る付保限度額について修正を加える必要があると認め、別紙のとおり、修正議決すべきものと

業種及び産地の指定並びに中小企業者の認定について彈力的運用を図り、輸出関連中小企業者があれなく対象となるよう努めること。

(2) (1)の(2)に掲げる高等学校の免許状を有する者に対しても他の教科についての免許状の授与ができるものとし、教科の種類によつては、所定の最低修得単位数を軽減することができる特例措置を定めること。

二 中小企業振興事業団の助成対象となる設備共

同廃棄事業の要件を緩和とともに、個別に

事業転換を行なう中小企業者の設備の買上げについてさらに検討すること。

三 政府関係中小企業金融三機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

四 政府系中小企業金融機関の貸付手続きの簡素化を図ることとも、事務処理体制の整備拡充に努めること。

五 事業転換を行なう中小企業者の設備の買上げに

ついて、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

六 政府系中小企業金融機関の貸付手続きの簡素化を図ることとも、事務処理体制の整備拡充に努めること。

七 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

八 政府系中小企業金融機関の貸付手続きの簡素化を図ることとも、事務処理体制の整備拡充に努めること。

九 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

十 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

十一 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

十二 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

十三 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

十四 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

十五 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

十六 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

十七 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

十八 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

十九 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

二十 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

二十一 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

二十二 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

二十三 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

二十四 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

二十五 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

二十六 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

二十七 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

二十八 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

二十九 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

三十 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

三十一 政府系中小企業金融機関による緊急融資について、貸付期間を延長する等融資条件の緩和を図ること。

昭和四十八年四月二十五日

文教委員長

田中 正巳

[別紙]

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

政府は、教育職員免許の重要性にかんがみ左記事項に留意すべきである。

一 教員養成の二大原則、すなわち教員は大学において養成されること及び開放制の趣旨を尊重し、教員資格認定試験の実施にあたつては、人

物、学力等について筆記試験、面接試験等によつて、公平かつ十分な審査を行ない、教員の資質の保持向上のために公開等の措置を含め適切な配慮を行なうべきである。

二 本法の運用は、教員養成の原則からして、きわめて高い視野からなさるべきものであり、いたずらに現状に妥協し、安易に流れぬよう十分の改悪を行なうべきである。

三 本法の基礎となる教員養成のための諸条件の整備や、開放制の基ともなる奖学制度等の抜本的改革を早急に行なうべきである。

右決議する。

議案の要旨及び目的

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、最近における農業者等の資金需要の動向に応じ、その資本設備の高度化及び経営の近代化を推進するため、農業近代化資金の貸付対象者の範囲の拡大及び貸付けの最高限度額の引上げを行なうとともに、農業近代化資金等の融通の円滑化を図るために農業者用基金協会の債務保証を受けることができる資金の範囲の拡大を行なう等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(1) 農業近代化資金助成法の一部改正

農業近代化資金の貸付対象者として、農

業者等が主たる出資者又は構成員となつてゐる団体のほか農業者等又は地方公共団体が主たる出資者又は構成員となつてゐる団体及び基本財産の額の過半を拠出している法人で政令で定めるものを加えること。

農業近代化資金の貸付けの最高限度額を、農業協同組合等に貸し付けられる場合には二億五千万円、農業者で政令で定めるものに貸し付けられる場合は五千万円(特別の理由がある場合において農林大臣が承認したときは、その承認した額)、農業者に貸し付けられる場合は一千円にそれぞれ現行の五倍に引き上げること。

農業信用保証保険法の一部改正

農業信用基金協会の会員資格の拡大

(1) (2) (3)

の1により農業近代化資金の貸付対象者とされるに農業信用基金協会の会員たる資格を与えること。

保証保険制度の改善

保証保険の対象資金の範囲の拡大

保証保険の対象資金に農業近代化資金及び総合資金制度に係る運転資金以外の資金で農業經營の改善に資するものを加えること。

保証保険制度の改善

保証保険の対象資金に農業近代化資金及び総合資金制度に係る運転資金以外の資金で農業經營の改善に資するものを加えること。

保証保険に係る保証金の範囲の拡大

保証保険に係る保証金の範囲の拡大

保証保険の対象資金に農業近代化資金及び総合資金制度に係る運転資金以外の資金で農業經營の改善に資するものを加えること。

保証保険の対象資金の範囲の拡大

保証保険の対象資金に農業近代化資金及び総合資金制度に係る運転資金以外の資金で農業經營の改善に資するものを加えること。

保証保険の対象資金の範囲の拡大

保証保険の対象資金に農業近代化資金及び総合資金制度に係る運転資金以外の資金で農業經營の改善に資するものを加えること。

保証保険の対象資金の範囲の拡大

保証保険の対象資金に農業近代化資金及び総合資金制度に係る運転資金以外の資金で農業經營の改善に資するものを加えること。

保証保険の対象資金の範囲の拡大

保証保険の対象資金に農業近代化資金及び総合資金制度に係る運転資金以外の資金で農業經營の改善に資するものを加えること。

保証保険の対象資金の範囲の拡大

保証保険の対象資金に農業近代化資金及び総合資金制度に係る運転資金以外の資金で農業經營の改善に資するものを加えること。

保証保険の対象資金の範囲の拡大

保証保険の対象資金に農業近代化資金及び総合資金制度に係る運転資金以外の資金で農業經營の改善に資するものを加えること。

本案は、農業の近代化を促進するための措置として適切妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

本案施行に要する経費

昭和四十八年度一般会計予算、農林省所管、本省経費に、農業信用保険事業助成に必要な経費として八億円が計上されている。

右報告する。

昭和四十八年四月二十五日

衆議院議長 農林水産委員長 佐々木義武

[別紙]

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

議案の要旨及び目的

農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出)に関する報告書

本案は、農水産業協同組合の貯金者等の保護しを保障するための貯金保険制度を設けること

もに、制度の実施機関となる農水産業協同組合が主たる出資者又は構成員となつてゐる団体及び基本財産の額の過半を拠出している法人で政令で定めるものを加えること。

農水産業協同組合貯金保険機構(以下「機構」という。)は、主務大臣の認可を受けて設立される法人とし、資本金は、設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

機構には、役員として理事長一人、理事一人及び監事一人を置くとともに、業務の運営に関する重要な事項を審議決定するための運営委員会を置くこと。

機構には、役員として理事長一人、理事二人を置いて、農水産業協同組合等に業務の一一人及び監事一人を置くとともに、業務の運営に関する重要な事項を審議決定するための運営委員会を置くこと。

二 議案の可決理由  
本案は、農水産業協同組合の貯金者等の保護を図る措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費  
昭和四十八年度一般会計予算(農林省所管)に農水産業協同組合貯金保険機構に対する出資として、七千五百万円が計上されている。右報告する。

昭和四十八年四月二十五日  
衆議院議長 農林水産委員長 中村 梅吉殿 佐々木義武

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
本案は、物価に関する総合的な施策を強力に推進するため、経済企画庁の機構、経済企画庁長官の権限等について所要の改正を行なおうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 経済企画庁に、新たに物価局を設置し、物価に関する基本的な政策の企画立案並びに関係行政機関の重要な政策及び計画の総合調整等の事務を所掌させることとする。  
2 経済企画庁の任務に物価に関する基本的な政策の企画立案及び推進を明記する、とともに、必要があるときは、経済企画庁長官は、物価に関する基本的な政策の企画立案並びに関係行政機関の長に対し、資料の提出及び説明を求め、また、物価に関する基本的な政策に関する当該行政機関の重要な政策及び計画の立案について勧告することができるものとする。  
3 病害特約は、被保険者が疾病にかかる死亡、身体障害について、保険金を支払うものとする。  
4 疾病傷害特約は、定期保険を除く、保険契約に附することができるものとする。

5 定期保険は、被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより保険金を支払うものとする。  
6 生命保険契約(以下「保険契約」という。)一件につき五十万円とする。  
7 病害特約は、被保険者が疾病にかかる死亡、身体障害について、保険金を支払うものとする。  
8 傷害特約及び疾病傷害特約にかかる保険金額の最高制限額は、合計して、被保険者一人につき三百万円とする。

二 議案の可決理由  
本議案は、物価に関する総合的な施策を一層強力に推進するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費  
十四万円が、昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。右報告する。

昭和四十八年四月二十六日 内閣委員長 三原 朝雄

衆議院議長 中村 梅吉殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
本案は、最近における社会経済事情の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るために、定期保険及び疾病傷害特約の制度を創設するとともに、あわせて家族保険の制度を改善しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定期保険は、被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより保険金を支払うものとする。  
2 定期保険の保険金額の最低制限額は、簡易生命保険契約(以下「保険契約」という。)一件につき五十万円とする。  
3 定期保険については、倍額支払をしないものとする。  
4 疾病傷害特約は、定期保険を除く、保険契約に附することができるものとする。

5 病害特約は、被保険者が疾病にかかる死亡、身体障害について、保険金を支払うものとする。ただし、または不慮の事故に因り傷害を受けたときは、保険料の定めによる限り、当該疾病もしくは傷害を直接の原因とする死亡、身体障害について、保険金を支払うものとする。

6 傷害特約及び疾病傷害特約にかかる保険金額の最高制限額は、合計して、被保険者一人につき三百万円とする。

7 疾病傷害特約は、その効力発生後一年を経過する前に、被保険者が疾病にかかる場合においては、保険料の定めによる限り、当該疾病について保険金額の一部を支払わないことができるものとする。

8 家族保険については、被保険者たる配偶者及び子にかかる保険金額を、それぞれ主たる被保険者が死亡した場合の保険金額の百分の六十及び三分の一(現行百分の四十及び百分の二十二に引き上げることとする)である。

9 家族保険は、被保険者たる配偶者及び子についても、傷害特約または疾病傷害特約を附することができるものとする。

10 この法律の施行期日は、昭和四十九年一月

一日とする。

二 議案の可決理由  
本案は、簡易生命保険法の目的に照らし、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 附帯決議  
経費

昭和四十八年度簡易生命保険及郵便年金特別会計予算では、本改正による保険料収入を約六億七千九百万円と見込んでいる。

右報告する。

れるおそれがあるときは、政令で、特別の査定をする物資(特定物資)として指定する。

(一) 調査  
内閣総理大臣及び主務大臣は、買占め又は売却しきみにより特定物資を多量に保有していると認められる者に対し、適当と認められる定期保険及び疾病傷害特約の制度を創設するとともに、あわせて家族保険の制度を改善しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

(二) 勘告及び公表  
内閣総理大臣及び主務大臣は、買占め又は売却しきみにより特定物資を多量に保有していると認められる者に対し、適当と認められる定期保険及び疾病傷害特約の制度を創設するとともに、あわせて家族保険の制度を改善しようとおりである。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

(三) 勘告  
内閣総理大臣及び主務大臣は、買占め又は売却しきみにより特定物資を多量に保有していると認められる者に対し、適当と認められる定期保険及び疾病傷害特約の制度を創設するとともに、あわせて家族保険の制度を改善しようとおりである。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

四 立入検査等  
内閣総理大臣及び主務大臣は、必要な限度において特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、この業務に関するべき事項は、左記各項につき検討し、実現に努力すべきである。

政府は、左記各項につき検討し、実現に努力すべきである。

簡易生命保険法及び保険料収入を約六億七千九百万円と見込んでいる。

右報告する。

昭和四十八年四月二十六日 通信委員長 久保田円次

〔別紙〕

衆議院議長 中村 梅吉殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に附する附帯決議

会計予算では、本改正による保険料収入を約六億七千九百万円と見込んでいる。

右報告する。

昭和四十八年四月二十六日 通信委員長 久保田円次

〔別紙〕

衆議院議長 中村 梅吉殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に附する附帯決議

会計予算では、本改正による保険料収入を約六億七千九百万円と見込んでいる。

右報告する。

昭和四十八年四月二十六日 通信委員長 久保田円次

〔別紙〕

衆議院議長 中村 梅吉殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に附する附帯決議

会計予算では、本改正による保険料収入を約六億七千九百万円と見込んでいる。

右報告する。

昭和四十八年四月二十六日 通信委員長 久保田円次

〔別紙〕

衆議院議長 中村 梅吉殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に附する附帯決議

会計予算では、本改正による保険料収入を約六億七千九百万円と見込んでいる。

右報告する。

昭和四十八年四月二十六日 通信委員長 久保田円次

〔別紙〕

衆議院議長 中村 梅吉殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に附する附帯決議

会計予算では、本改正による保険料収入を約六億七千九百万円と見込んでいる。

右報告する。

昭和四十八年四月二十六日 通信委員長 久保田円次

〔別紙〕

衆議院議長 中村 梅吉殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に附する附帯決議

会計予算では、本改正による保険料収入を約六億七千九百万円と見込んでいる。

右報告する。